

2014北海道内市町村のNPO法人へ  
の寄附に伴う個人住民税の控除の  
ための税条例改正等調査報告書

平成26年12月1日

特定非営利活動法人  
公共政策研究所

# 目 次

<b>1. 調査の概要</b> .....	<b>3</b>
<b>2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況</b> .....	<b>4</b>
提案	
調査結果	
調査内容	
(1)NPO法人への法人住民税の減免実施状況	
(2)NPO法人が無い自治体数	
(3)法人住民税の減免等対象NPO法人数	
(4)北海道内市町村別NPO法人への法人住民税の減免実施状況	
<b>3. 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況</b> .....	<b>8</b>
提案	
調査結果	
調査内容	
(1)認定NPO法人への寄附控除実施のための条例改正実施自治体	
(2)改正税条例の内容(適用範囲)	
(3)振興局別認定NPO法人数(個別・市内)	
(4)振興局別認定NPOへの寄附控除実施状況	
(5)税条例の適用の実態	
(6)認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況	
(7)道内の認定NPO法人一覧と指定NPOから認定NPOへ移行状況	
<b>4. 条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況</b> .....	<b>15</b>
提案	
調査結果	
調査内容	
(1)条例指定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体	
(2)税条例改正実施自治体の条例指定NPO法人数	
(3)経年別税条例改正実施自治体数及び条例指定NPO法人数の変化	
(4)振興局別指定自治体・指定NPO法人数の状況	
(5)税条例における条例指定NPO制度の実態	
(6)北海道のNPOに対する寄附制度の改正提案	
(7)条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況	
(8)自治体別指定NPO法人名一覧	
(9)自治体別NPO法人条例指定基準	
<b>5. 資料</b> .....	<b>25</b>
(1)2014年10月末現在の道内市町村税条例から見えるNPO法人への税控除と寄付控除の状況	
(2) 税条例事項	
<b>6. あとがき</b> .....	<b>37</b>

# 1. 調査の概要

## (1) 調査対象

北海道を含む全市町村の180自治体

## (2) 調査期間

平成26年10月20日～11月25日

## (3) 調査実施主体

特定非営利活動法人 公共政策研究所

## (4) 調査方法

当NPOが自治体例規集の税条例の該当規定を参照し、判断する方法によりデータ化した。したがって、判断の責任は当NPOにある。

主な例規集参照サイト

<http://www.hi-ho.ne.jp/tomita/reikidb/reikilink.htm>

項目		対象数
税条例の公開		172
未 公 開	税条例の入手	3
	過去のデータ	4
	未公開(不明)	1
計		180

(注)インターネット上の例規集サイトや市町村ホームページを参照し、税条例を探しましたが、172自治体は公開されていましたが、8町村は公開がされていませんでした。

## (5) 調査の目的

北海道・市町村におけるNPO法人に対する税条例での支援状況の確認をすることを目的とする。

## 2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況

提案	<p>NPO法人が活動する上で、法人住民税の減免は重要な市町村の支援である。その法人住民税の減免がない市町村が50市町村もあること、また、税の減免が税条例に明確に規定されず、運用でおこなっている市町村が、特に、市に多いことなどを考えると、長年重要と言われてきた「NPOと行政の協働」ということが、定着してこない原因の一つがこの辺にあると言わざるを得ないのではないか。また、市町村内の協働の推進が担当課と税務課との縦割りで、NPO支援策に連携がとれていないため、まちの統一した意思となっていないのではないか。そこで、提案は、市町村は法人住民税の減免も含め、地域社会を持続するために、住民目線で、NPOとの協働を再度考えることを提案したい。</p>
----	--

### 調査結果

①NPO法人への法人住民税の減免は条例によるべきであるが、市では運用による、町村では減免なしの比率が高い。これは改善する必要がある。

②減免なしの50市町村のうち30市町村にはNPOがあり、NPO法人数は70法人が法人住民税の減免を受けられないという結果となっている。なお、2012年調査との相違については、2012年調査は市町村へのアンケート回答に基づくもので、今回は当研究所が税条例を確認した結果であることから、市町村の誤解が数値の違いとなっていると思われる。

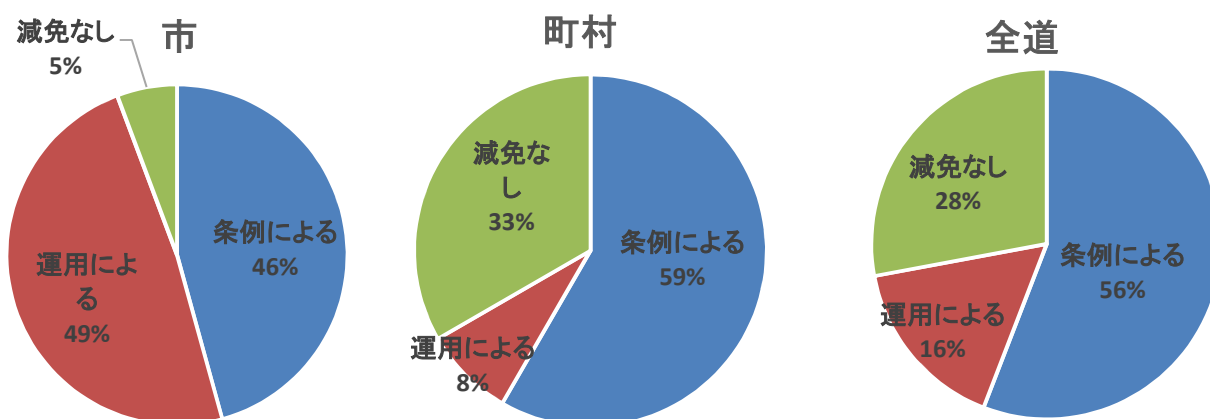
③NPOがない市町村は年々少なくなっている。(2007年52→2011年37→2014年27市町村)

### 調査内容

#### (1)NPO法人への法人住民税の減免実施状況

項目	市	比率	町村	比率	全道	比率
条例による	16(15)	46%	84(83)	59%	100(98)	56%(55%)
運用による	17(14)	49%	12(20)	8%	29(34)	16%(19%)
減免なし	2(6)	5%	48(41)	33%	50(47)	28%(26%)
計	35(35)	100%	144(144)	100%	179(179)	100%(100%)

(注)( )は2012年の調査時の数値



コメント:2012年の調査は市町村へのアンケート結果で、2014年調査は税条例を見ての結果であることから、評価の違いは、市町村ではNPOへの税の減免を運用にて行っていると思っているが、実際の税条例では減免の規定がないとなっている。

(注)NPO数別NPO法人への法人住民税の減免無し自治体数(2014年調査)

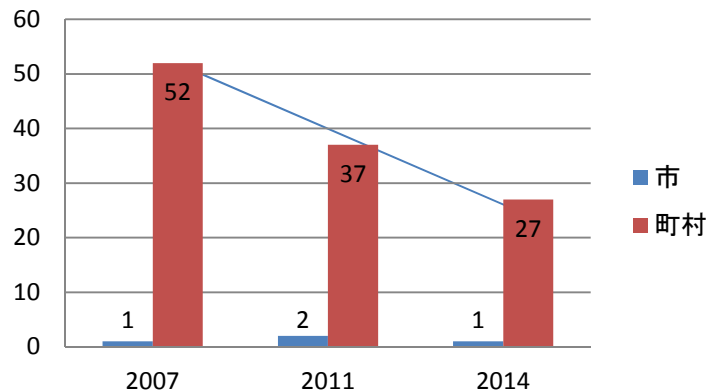
NPO数	市	町村	計	比率
0件	1	19	20	40%
1件以上	1	29	30	60%
計	2	48	50	100%

コメント:NPOの数が1以上あるにも関わらず、減免規定がない市町村が30あることが問題である。

## (2)NPO法人が無い自治体数

時期	2007	2011	2014
市	1	2	1
町村	52	37	27
計	53	39	28
自治体数	180	179	179
比率	29%	22%	16%

NPOが0(無い)自治体数

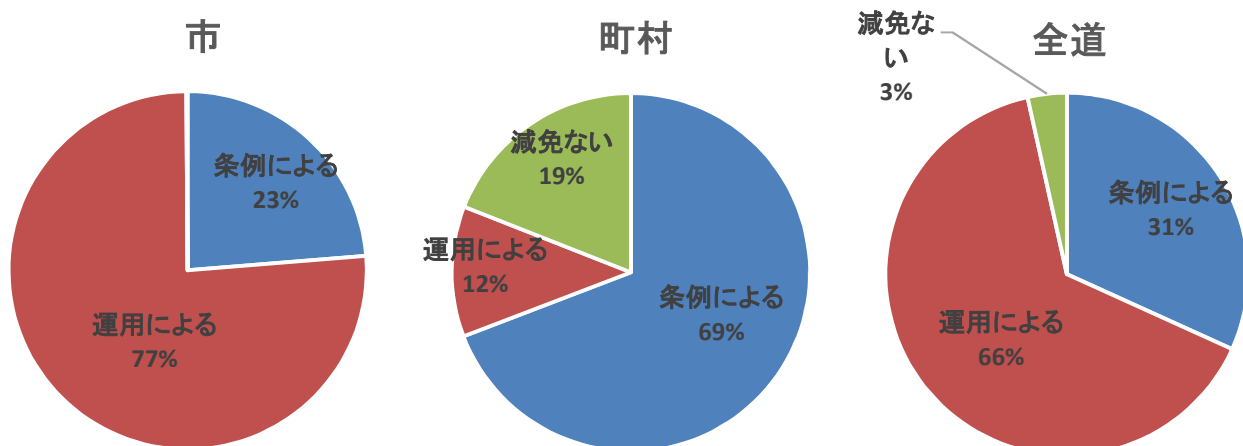


(コメント)

7年間でNPO無し(0)の市町村が13%減少した。

## (3)法人住民税の減免等対象NPO法人数

項目	市	比率	町村	比率	全道	比率
条例による	392	24%	247	69%	639	32%
運用による	1,260	76%	42	12%	1,302	65%
減免なし	2	0%	68	19%	70	3%
計	1,654	100%	357	100%	2,011	100%



(コメント)

①市のNPOは圧倒的に運用による減免が適用されている。しかし、町村のNPOは条例による減免が適用されている。この傾向は2012年調査と同じであった。税の減免は条例によるべきであり、市の運用による減免は、条例を改正して条例により減免がなされるべきである。

②減免なしは、今後、税条例による減免が行われるべきである。

(4) 北海道内市町村別NPO法人への法人住民税の減免実施状況(2014. 11.1現在)

市町村名	振興局	団体数			減免		市町村名	振興局	団体数			減免	
		11	12	14	12	14			11	12	14	12	14
札幌市	石狩	764	856	920	△	△	島牧村	後志	0	0	0	(×)	×
函館市	渡島	83	87	92	○	○	寿都町	後志	0	0	0	(×)	×
小樽市	後志	23	25	28	△	△	黒松内町	後志	0	1	2	○	○
旭川市	上川	84	92	93	○	○	蘭越町	後志	4	4	3	○	○
室蘭市	胆振	24	25	27	△	△	二七〇町	後志	5	5	5	○	○
釧路市	釧路	36	41	45	△	△	真狩村	後志	0	0	0	×	×
帯広市	十勝	56	58	64	△	△	留寿都村	後志	0	0	0	×	×
北見市	網走	28	32	36	○	○	喜茂別町	後志	1	1	1	(×)	×
夕張市	空知	3	4	3	×	△	京極町	後志	1	1	1	×	(×)
岩見沢市	空知	32	32	33	△	△	倶知安町	後志	6	8	9	○	○
網走市	網走	19	19	20	△	△	共和町	後志	3	3	2	○	○
留萌市	留萌	10	13	14	○	○	岩内町	後志	2	2	3	○	○
苫小牧市	胆振	38	38	40	△	△	泊村	後志	0	0	0	×	(×)
稚内市	宗谷	8	9	10	○	○	神恵内村	後志	1	1	1	(△)	×
美唄市	空知	6	6	6	×	△	積丹町	後志	0	0	0	(×)	(×)
芦別市	空知	4	5	5	○	○	古平町	後志	1	1	2	△	△
江別市	石狩	26	31	32	△	△	仁木町	後志	1	1	1	○	○
赤平市	空知	3	3	3	×	○	余市町	後志	9	9	9	○	○
紋別市	網走	9	10	11	○	○	赤井川村	後志	1	1	1	○	(○)
士別市	上川	4	4	4	○	○	南幌町	空知	1	1	1	△	×
名寄市	上川	6	6	6	○	○	奈井江町	空知	2	2	1	○	○
三好市	空知	1	1	2	×	×	上砂川町	空知	0	0	0	(×)	×
根室市	根室	0	1	2	×	△	由仁町	空知	0	0	0	×	×
千歳市	石狩	21	20	22	○	○	長沼町	空知	1	2	3	(×)	×
滝川市	空知	7	9	9	△	△	栗山町	空知	7	8	7	○	○
砂川市	空知	6	7	8	△	△	月形町	空知	0	1	1	○	○
歌志内市	空知	0	0	0	×	×	浦臼町	空知	0	0	0	(○)	○
深川市	空知	7	7	7	△	△	新十津川町	空知	2	2	2	○	○
富良野市	上川	8	11	12	○	○	妹背牛町	空知	0	0	1	○	○
登別市	胆振	9	10	11	△	△	秩父別町	空知	2	2	2	○	○
恵庭市	石狩	10	12	12	○	○	雨竜町	空知	0	0	0	(○)	○
伊達市	胆振	14	16	18	○	○	北竜町	空知	2	2	2	○	○
北広島市	石狩	28	27	29	○	○	沼田町	空知	0	0	0	(×)	△
石狩市	石狩	20	22	25	○	○	幌加内町	空知	1	2	2	(○)	○
北斗市	渡島	3	4	5	△	△	鷹栖町	上川	3	4	4	○	○
当別町	石狩	9	10	11	○	○	東神楽町	上川	2	2	3	○	×
新篠津村	石狩	2	2	2	×	×	当麻町	上川	0	0	0	×	△
松前町	渡島	1	1	1	×	×	比布町	上川	1	1	2	○	○
福島町	渡島	0	0	0	(×)	×	愛別町	上川	1	1	1	○	○
知内町	渡島	0	0	0	×	×	上川町	上川	1	1	3	○	○
木古内町	渡島	0	0	0	(×)	×	東川町	上川	2	3	3	○	○
七飯町	渡島	10	10	10	○	○	美瑛町	上川	6	6	7	○	○
鹿部町	渡島	0	0	0	×	×	上富良野町	上川	2	2	3	○	○
森町	渡島	3	3	3	○	○	中富良野町	上川	0	1	1	○	○
八雲町	渡島	2	2	2	○	○	南富良野町	上川	2	3	2	×	×
長万部町	渡島	2	3	3	○	○	占冠村	上川	2	4	4	×	○
江差町	檜山	2	2	2	○	○	和寒町	上川	0	0	1	×	×
上ノ国町	檜山	1	1	1	○	○	剣淵町	上川	0	0	0	×	×
厚沢部町	檜山	1	1	1	○	○	下川町	上川	4	5	5	○	○
乙部町	檜山	0	0	1	○	(○)	美深町	上川	1	1	2	○	○
奥尻町	檜山	0	0	0	(○)	○	音威子府村	上川	1	1	1	(×)	×
今金町	檜山	1	1	1	○	○	中川町	上川	1	1	2	○	○
せたな町	檜山	3	3	3	(○)	○							

(注1) 14年度の団体数は北海道のホームページ・北海道のNPO・協働の認証団体一覧(2014年11月1日現在)による。ただし、札幌市は札幌市発表の数値使用  
(注2) 14年度の減免判断は例規集の税条例によりますが、HPに例規集が未掲載のため判断がつかない自治体は12年度の調査結果と同じとする( )表示

市町村名	振興局	団体数			減免		市町村名	振興局	団体数			減免	
		11	12	14	12	14			11	12	14	12	14
増毛町	留萌	1	1	1	△	△	豊浦町	胆振	4	4	4	×	×
小平町	留萌	0	0	0	△	×	壮瞥町	胆振	5	6	6	△	×
苫前町	留萌	0	0	0	(×)	×	白老町	胆振	9	10	10	△	△
羽幌町	留萌	3	3	3	○	○	厚真町	胆振	1	1	1	×	×
初山別村	留萌	0	0	0	(×)	×	洞爺湖町	胆振	3	4	4	(×)	×
遠別町	留萌	1	1	2	○	○	安平町	胆振	0	2	2	×	△
天塩町	留萌	1	1	1	×	×	むかわ町	胆振	3	3	3	△	△
幌延町	留萌	0	0	0	(△)	×	日高町	日高	5	6	6	△	×
猿払村	宗谷	0	0	0	(△)	○	平取町	日高	3	4	5	○	△
浜頓別町	宗谷	2	2	1	○	○	新冠町	日高	1	1	1	×	×
中頓別町	宗谷	1	1	1	△	×	浦河町	日高	2	2	3	○	○
枝幸町	宗谷	1	2	2	○	○	様似町	日高	0	0	0	×	×
豊富町	宗谷	2	2	2	×	×	えりも町	日高	0	0	0	(×)	×
礼文町	宗谷	0	1	1	×	×	新ひだか町	日高	9	10	8	△	△
利尻町	宗谷	1	1	1	×	×	音更町	十勝	10	9	9	○	○
利尻富士町	宗谷	0	0	0	(×)	×	士幌町	十勝	3	3	3	(○)	○
美幌町	オホーツク	5	5	5	○	○	上士幌町	十勝	5	5	5	○	○
津別町	オホーツク	2	3	4	○	○	鹿追町	十勝	3	4	4	○	○
斜里町	オホーツク	6	6	6	○	○	新得町	十勝	4	4	4	○	○
清里町	オホーツク	1	1	1	(○)	○	清水町	十勝	5	5	8	○	○
小清水町	オホーツク	1	1	1	○	○	芽室町	十勝	3	3	3	○	○
訓子府町	オホーツク	1	1	1	○	○	中札内村	十勝	1	1	1	(○)	○
置戸町	オホーツク	1	1	2	○	○	更別村	十勝	1	1	1	(○)	○
佐呂間町	オホーツク	1	1	1	○	○	大樹町	十勝	2	2	2	○	○
遠軽町	オホーツク	8	8	8	△	△	広尾町	十勝	1	1	1	○	○
湧別町	オホーツク	0	0	0	×	△	幕別町	十勝	9	8	7	○	○
滝上町	オホーツク	1	1	1	(○)	○	池田町	十勝	4	4	4	△	○
興部町	オホーツク	1	1	1	○	○	豊頃町	十勝	0	0	0	○	○
西興部村	オホーツク	1	1	1	×	×	本別町	十勝	3	3	4	○	○
雄武町	オホーツク	0	0	1	×	×	足寄町	十勝	5	5	5	○	○
大空町	オホーツク	1	1	1	○	○	陸別町	十勝	2	2	2	○	○
							浦幌町	十勝	1	2	2	○	○
							釧路町	釧路	5	5	4	○	○
							厚岸町	釧路	1	2	2	○	○
							浜中町	釧路	5	5	5	(○)	○
							標茶町	釧路	4	4	4	○	○
							弟子屈町	釧路	2	2	2	○	○
							鶴居村	釧路	2	4	5	(△)	×
							白糠町	釧路	4	4	4	△	×
							別海町	根室	1	1	3	△	△
							中標津町	根室	7	8	8	△	×
							標津町	根室	2	3	2	○	○
							羅臼町	根室	3	4	4	△	×

### 3. 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

提案	<p>①認定NPOは広域的公益を担うという位置付けを考慮するとしたら、市内のみに限定することは相応しくなく、最低限、道内という広域で指定をするのが妥当と考える。</p> <p>②認定NPOへの寄附に関する市町村税条例のあり方は、包括型のような、全国の認定NPOへの寄附を対象にするのが一番良い。しかし、北海道の税条例が道内にある認定NPOを適用の範囲としていることから、整合を考え、道内にある認定NPOへの寄附を適用範囲とするのが次の良い選択である。したがって、市内を範囲とする市町村が多いが、適用範囲を道内とすることで、北海道の税条例との整合がとれる。是非、市町村の税条例を道内を範囲とするよう改正することを提案する。</p> <p>③また、未実施・指定無の自治体についても、今後の税条例改正時には、道内を適用範囲とする改正を提案する。</p> <p>④町内に認定NPOがあるにも関わらず、税条例の改正がないため、町民が寄附を行っても町民税からの控除を受けられないまちが2町ある。早期の税条例の改正が待たれる。</p>
----	--

#### 調査結果

①認定NPO法人への寄附控除の税条例改正の実施状況は全道で73%(2012年調査58%)が実施であった。

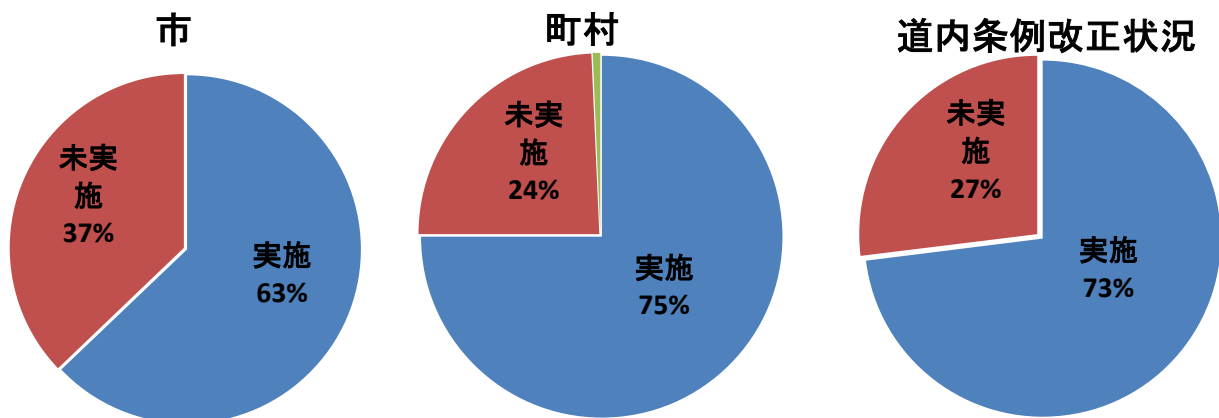
②条例改正「未実施」の48市町村、「指定無」の61市町村、「町内」に認定NPOがない36市町村(43-7\*)、「地域」に認定NPOがない1町(余市町)の全道の146市町村(82%)が認定NPOに対する寄附控除の適用がない実態がある。(全道32市町村にしか認定NPOへの寄附控除がない)

\* 「町内」に指定し、認定NPOがある市町村は、札幌市、函館市、美唄市、紋別市、長沼町、栗山町、南富良野町と浜中町(個別指定)の7市町

#### 調査内容

##### (1) 認定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体

項目	条例改正	未実施	不明	計
市	22	13	0	35
町村	108	35	1	144
計	130	48	1	179

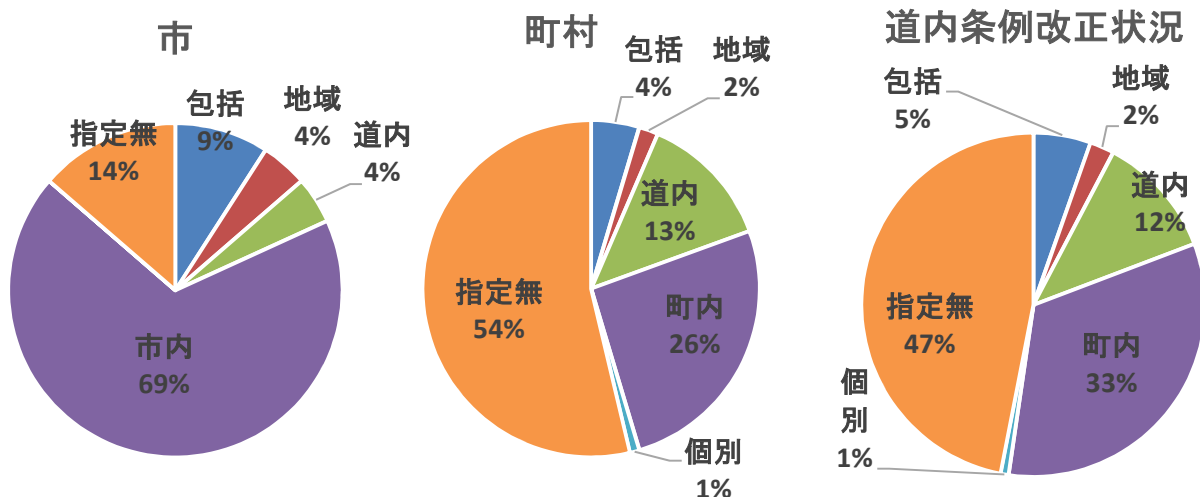


コメント: 町村の方(3/4)が税条例の改正が市(2/3)より進んでいる。



## (2) 改正税条例の内容(適用範囲)

項目	包括	地域	道内	町内	個別	無指定	計
市	2	1	1	15	0	3	22
町村	5	2	14	28	1	58	108
計	7	3	15	43	1	61	130



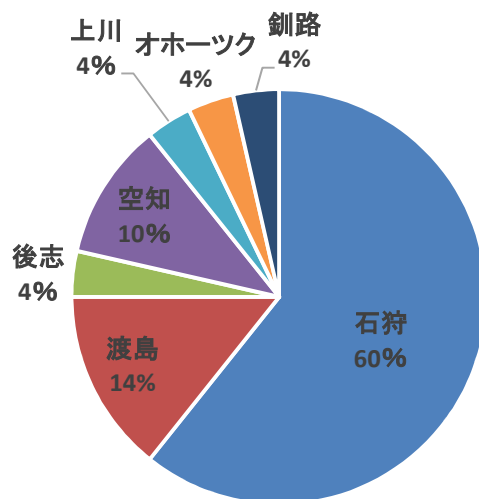
コメント: 税条例の改正の内容は、市では「市内」が、町村では「未指定」が多い。注目すべきことは、町村に「道税条例」と同じ規定(道内)にしているところが多くあることである。

## (3) 振興局別認定NPO法人数(個別・市内)

市町村	振興局	団体数	規定有無	指定NPO
札幌市	石狩	17	○	0
函館市	渡島	3	○	0
長万部町	渡島	1	×	1
倶知安町	後志	1	×	1
美唄市	空知	1	○	1
長沼町	空知	1	○	0
栗山町	空知	1	○	1
南富良野町	上川	1	○	1
紋別市	オホーツク	1	○	1
浜中町	釧路	1	○	0
計		28		6

(注) ○は有、×は無

## 振興局別認定NPOの比率



コメント:

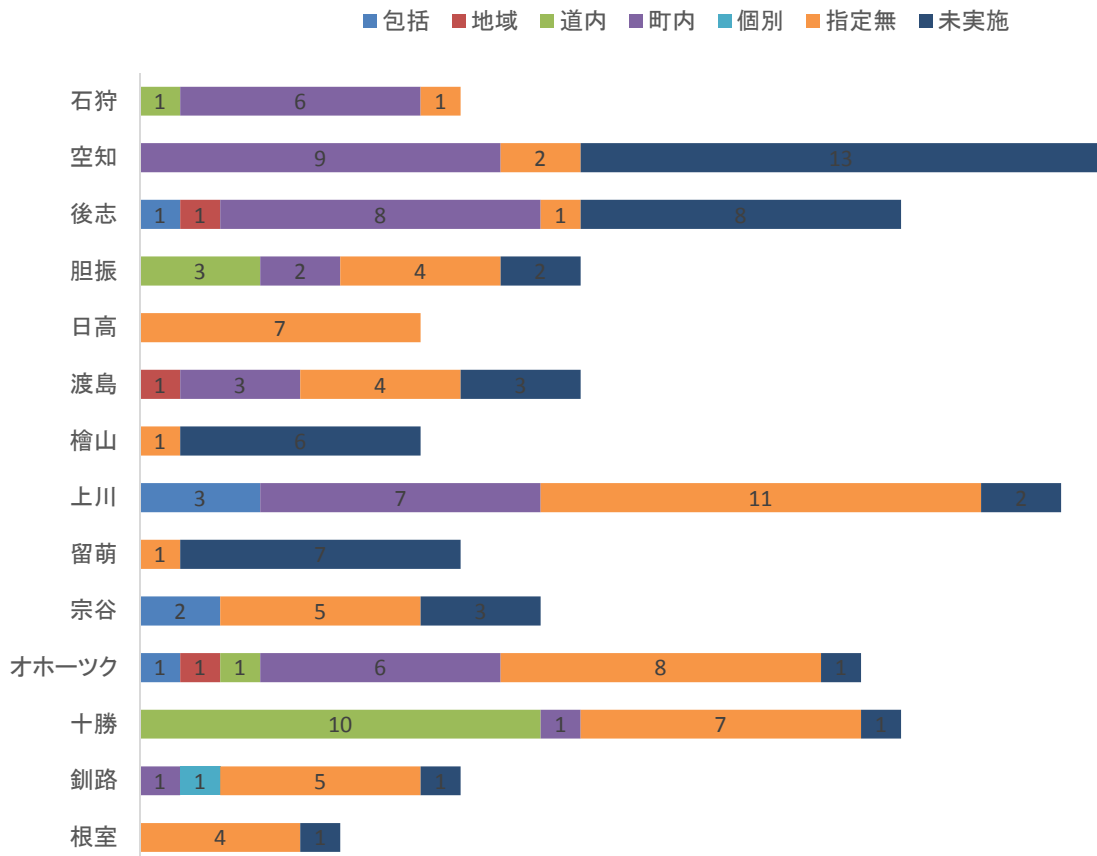
- ① 北海道内の認定NPOの数が28団体で、6割は札幌市内、4割が札幌市以外が実態である。
- ② 長万部町・倶知安町には認定NPOがあるにも関わらず、税条例に寄附控除の規定がないため町民税の控除を受けられない。
- ③ 条例指定NPOから認定NPOになったNPOが6法人ある。

#### (4) 振興局別認定NPOへの寄附控除実施状況

振興局別	包括	地域	道内	町内	個別	指定無	未実施	計
石狩			1	6		1		8
空知				9		2	13	24
後志	1	1		8		1	8	19
胆振			3	2		4	2	11
日高						7		7
渡島		1		3		4	3	11
檜山						1	6	7
上川	3			7		11	2	23
留萌						1	7	8
宗谷	2					5	3	10
オホーツク	1	1	1	6		8	1	18
十勝			10	1		7	1	19
釧路				1	1	5	1	8
根室						4	1	5
計	7	3	15	43	1	61	48	178

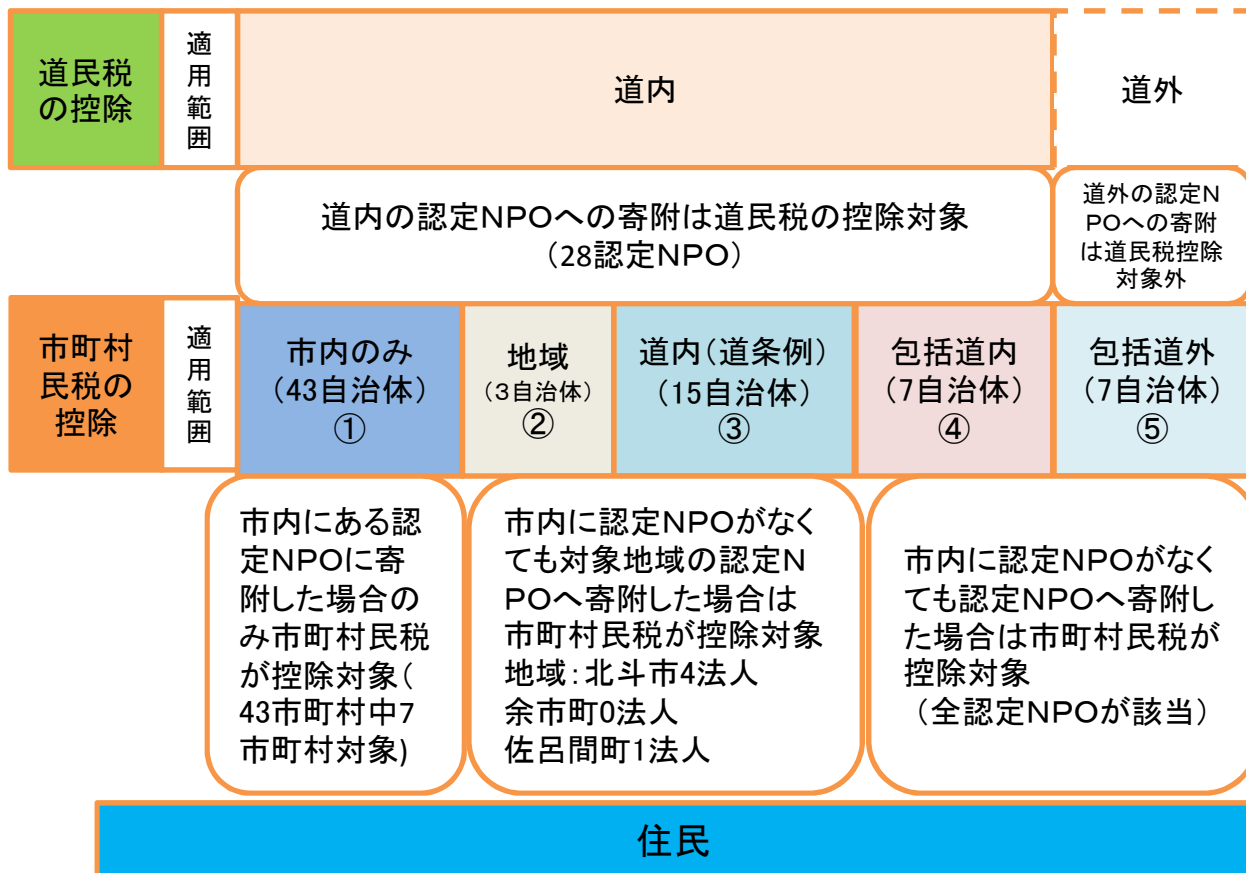
(注) 不明が1自治体

#### 認定NPOへの寄附控除実施状況



コメント: 未実施は留萌・檜山・空知・後志振興局管内が多い。包括は上川・宗谷振興局管内、道内は十勝・胆振振興局管内、町内は石狩・後志振興局管内、指定無は根室・釧路・上川・オホーツク振興局管内が多い。

## (5) 税条例の認定NPOへの適用の実態



コメント: 認定NPOへ寄附をした場合の北海道と市町村の控除適用範囲の整合が取れていない。特に、市町村では、市内のみにある認定NPOへの寄附が対象となるが、市内に認定NPOがあるのは、43市町村中7市町村(16%)のみである。残り35市町村は認定NPOがないことから条例の効果を発揮していない。

## (6) 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

市町村名	振興局	団体数	条例改正実施			未実施	市町村名	振興局	団体数	条例改正実施			未実施
			14	包括	範囲					個別	14	包括	
北海道	—	28		道内		島牧村	後志		○				
札幌市	石狩	17		市内	○	寿都町	後志	0		町内			
函館市	渡島	3		市内		黒松内町	後志	0		町内			
小樽市	後志					○	蘭越町	後志	0		町内		
旭川市	上川	0		市内	○	二セコ町	後志	0		町内			
室蘭市	胆振				指定無	真狩村	後志				指定無		
釧路市	釧路	0		市内		留寿都村	後志					○	
帯広市	十勝	0		市内		喜茂別町	後志					○	
北見市	オホーツク				指定無	京極町	後志					(○)	
夕張市	空知				○	倶知安町	後志	1				○	
岩見沢市	空知				○	共和町	後志					○	
網走市	オホーツク	0		市内		岩内町	後志	0		町内			
留萌市	留萌				○	泊村	後志					(○)	
苫小牧市	胆振	0		市内		神恵内村	後志	0		村内			
稚内市	宗谷				○	積丹町	後志			不明			
美瑛市	空知	1		市内		古平町	後志	0		町内			
芦別市	空知				○	仁木町	後志	0		町内			
江別市	石狩	0		市内		余市町	後志	0		余市町、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、小樽市			
赤平市	空知				○	赤井川村	後志					○	
紋別市	オホーツク	1		市内		南幌町	空知	0		町内			
士別市	上川			○		奈井江町	空知					○	
名寄市	上川			○		上砂川町	空知					○	
三笠市	空知				○	由仁町	空知	0		町内			
根室市	根室				○	長沼町	空知	1		町内			
千歳市	石狩	28		道内		栗山町	空知	1		町内			
滝川市	空知	0		市内		月形町	空知	0		町内			
砂川市	空知				○	浦臼町	空知					○	
歌志内市	空知				○	新十津川町	空知	0		町内			
深川市	空知				○	妹背牛町	空知					○	
富良野市	上川				○	秩父別町	空知	0			指定無		
登別市	胆振	0		市内		雨竜町	空知			町内			
恵庭市	石狩	0		市内		北竜町	空知	0			指定無		
伊達市	胆振				指定無	沼田町	空知					○	
北広島市	石狩	0		市内		幌加内町	上川				指定無		
石狩市	石狩	0		市内		鷹栖町	上川				指定無		
北斗市	渡島	4		渡島檜山	○	東神楽町	上川				指定無		
当別町	石狩	0		町内		当麻町	上川				指定無		
新篠津村	石狩				指定無	比布町	上川				指定無		
松前町	渡島				指定無	愛別町	上川				指定無		
福島町	渡島				指定無	上川町	上川				指定無		
知内町	渡島				○	東川町	上川				指定無		
木古内町	渡島				○	美瑛町	上川				指定無		
七飯町	渡島	0		町内	○	上富良野町	上川	0		町内			
鹿部町	渡島	0		町内	○	中富良野町	上川	0		町内			
森町	渡島	0			指定無	南富良野町	上川	1		町内			
八雲町	渡島				○	占冠村	上川	0		村内			
長万部町	渡島	1			指定無	和寒町	上川					○	
江差町	檜山				○	剣淵町	上川	0		町内			
上ノ国町	檜山				○	下川町	上川				指定無		
厚沢部町	檜山				○	美深町	上川	0		町内			
乙部町	檜山				(○)	音威子府村	上川				指定無		
奥尻町	檜山				○	中川町	上川	0		○			
今金町	檜山				○								
せたな町	檜山				指定無								

(注) ( )はホームページ等で例規集が公開されていないため、税条例の確認ができなかったため、12年調査結果を準用した。

市町村名	振興局	団体数	条例改正実施			未実施	市町村名	振興局	団体数	条例改正実施			未実施
			14	包括	範囲					個別	14	包括	
増毛町	留萌					○	豊浦町	胆振					○
小平町	留萌					○	壮瞥町	胆振					指定無
苫前町	留萌				指定無		白老町	胆振	28		道内		
羽幌町	留萌					○	厚真町	胆振	28		道条例 (道内)		
初山別村	留萌					○	洞爺湖町	胆振					○
遠別町	留萌					○	安平町	胆振					指定無
天塩町	留萌					○	むかわ町	胆振	28		道条例 (道内)		
幌延町	宗谷					○	日高町	日高					指定無
猿払村	宗谷				指定無		平取町	日高					指定無
浜頓別町	宗谷				指定無		新冠町	日高					指定無
中頓別町	宗谷				指定無		浦河町	日高					指定無
枝幸町	宗谷					○	様似町	日高					指定無
豊富町	宗谷				指定無		えりも町	日高					指定無
礼文町	宗谷	0	○				新ひだか町	日高					指定無
利尻町	宗谷				指定無		音更町	十勝	28		道条例 (道内)		
利尻富士町	宗谷	0	○				士幌町	十勝	28		道条例 (道内)		
美幌町	オホーツク				指定無		上士幌町	十勝	28		道条例 (道内)		
津別町	オホーツク				指定無		鹿追町	十勝					○
斜里町	オホーツク				指定無		新得町	十勝	28		道条例 (道内)		
清里町	オホーツク	0		町内			清水町	十勝	28		道条例 (道内)		
小清水町	オホーツク	0		町内			芽室町	十勝	28		道条例 (道内)		
訓子府町	オホーツク				指定無		中札内村	十勝	28		道条例 (道内)		
置戸町	オホーツク				指定無		更別村	十勝					指定無
佐呂間町	オホーツク	1		オホーツク 管内			大樹町	十勝					指定無
遠軽町	オホーツク					○	広尾町	十勝					指定無
湧別町	オホーツク	28		道条例 (道内)			幕別町	十勝	28		道条例 (道内)		
滝上町	オホーツク	0		町内			池田町	十勝					指定無
興部町	オホーツク	0	○				豊頃町	十勝					指定無
西興部村	オホーツク				指定無		本別町	十勝	28		道条例 (道内)		
雄武町	オホーツク	0		町内			足寄町	十勝					指定無
大空町	オホーツク				指定無		陸別町	十勝					指定無
							浦幌町	十勝	28		道内		
							釧路町	釧路					指定無
							厚岸町	釧路					○
							浜中町	釧路	1			○	
							標茶町	釧路					指定無
							弟子屈町	釧路					指定無
							鶴居村	釧路					指定無
							白糠町	釧路					指定無
							別海町	根室					指定無
							中標津町	根室					指定無
							標津町	根室					指定無
							羅臼町	根室					指定無

(7)道内の認定NPO法人一覧と指定NPOから認定NPOへ移行状況

NO	認定日	認定	指定NPO	認定法人名	所在地
1	2004/6/1	認定		霧多布湿原ナショナルトラスト	厚岸郡浜中町仲の浜122番地
2	2010/7/1	認定		特定非営利活動法人「飛んで！車いす」の会	札幌市中央区南9条西2丁目 市民活動プラザ星園407
3	2010/7/16	認定		特定非営利活動法人皮膚病理学発展推進機構	札幌市北区北18条西3丁目2番21号
4	2011/3/1	認定		北の森と川・環境ネットワーク	函館市五稜郭町19番15号
5	2011/6/1	認定		特定非営利活動法人カルチャーナイト北海道	札幌市中央区北4条西7丁目5番地 緑苑第2ビル707号室
6	2011/10/16	認定		特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道	札幌市中央区北4条西12丁目1番55
7	2012/6/1	認定		特定非営利活動法人北海道市民環境ネットワーク	札幌市中央区南9条西3丁目1番6号 彩木ビル2階
8	2013/1/21	認定		特定非営利活動法人チャイルドラインさっぽろ	札幌市中央区南1条西11丁目1番 みたか南一ビル
9	2013/1/23	認定	○	どんころ野外学校	空知郡南富良野町字落合1074番地
10	2013/1/23	仮認定		特定非営利活動法人北海道障がい者乗馬センター	札幌市中央区盤渓256番地2
11	2013/3/11	認定		特定非営利活動法人陽だまり	札幌市白石区菊水9条3丁目4番13号
12	2013/4/19	仮認定		特定非営利活動法人サッポロQMS	札幌市白石区東札幌2条5丁目1番25号 リサーチビル内
13	2013/6/10	認定	○	長万部町緑と樹を愛する会	山越郡長万部町字平里99番地の14
14	2013/6/20	仮認定		函館視覚障害者図書館	函館市若松町33番6号
15	2013/7/5	認定		特定非営利活動法人ランナーズサポート北海道	札幌市中央区大通西3丁目6番地
16	2013/7/9	認定		HOKKAIDOLしっぽの会	夕張郡長沼町西1線北15番地
17	2013/9/9	認定		特定非営利活動法人カラカイトンポを守る会あい自然ネットワーク	札幌市北区あいの里1条6丁目2番2-214号
18	2013/11/20	認定		特定非営利活動法人地域健康づくり支援会 ワンズースリー	札幌市北区北23条西6丁目1-45 浜ビル1階
19	2013/11/26	認定		特定非営利活動法人北海道自由が丘学園・ともに人間教育をすすめる会	札幌市豊平区月寒東1条15丁目5-11 自由が丘月寒センター
20	2013/12/12	仮認定		特定非営利活動法人札幌せき・せんそく・アレルギーセンター	札幌市中央区南4条西15丁目1番32号
21	2013/12/19	認定		特定非営利活動法人北海道移植医療推進協議会	札幌市中央区南1条西16丁目1番246号ANNEXレーベンビル内
22	2013/12/26	認定	○	紋別文化連盟	紋別市幸町3丁目2番26号「茶豆館」内
23	2014/2/10	認定	○	アルピニアッツアびばい	美唄市字美唄ハンバ沢
24	2014/3/24	仮認定		特定非営利活動法人コンカリーニョ	札幌市西区八軒1条西1丁目2番10号が・タワープレイス1F
25	2014/3/27	仮認定		はこだての家 日吉	函館市日吉町2丁目31番26号
26	2014/6/24	認定		特定非営利活動法人葬送を考える市民の会	札幌市中央区南1条西9丁目5-1 札幌19Lビル202号
27	2014/6/27	認定	○	栗山町手をつなぐ育成会	夕張郡栗山町中央4丁目247番地
28	2014/10/24	認定	○	特定非営利活動法人ともに	虻田郡倶知安町北3条西2丁目3番地

## 4. 条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

提案	<p>(1)条例指定NPO制度の実施状況は、NPO法人が多く活動をしている札幌市、さらに、道内全域を対象としている北海道の条例指定の実績がそれぞれ1法人である。なぜそのようになったのか、それはP18の(5)でも指摘したが、制度がNPOを選別する基準になっているからである。「制度創って、利用者なし」は、良い制度なのか見解が分かれるところである。是非、実績が上がるための改善を提案したい。改善案はP19の(6)の紋別市や栗山町のような情報公開中心の条例指定基準とすることを提案したい。</p> <p>(2)現在の実態は、北海道と市町村の条例指定基準が連携が取れていないため、道民税の控除と市町村民税の控除が一緒に受けられない状態となっている。この原因は北海道と市町村が別々に条例指定をしているからである。これは、寄附をする住民からするとその意図が理解できない。そこで、提案であるが、現行の北海道独自指定方式をやめて、道内市町村が条例指定したNPO法人を北海道がさらに条例指定をする方式にすることを提案する。是非、道民のためになる改善を期待する。</p>
----	---

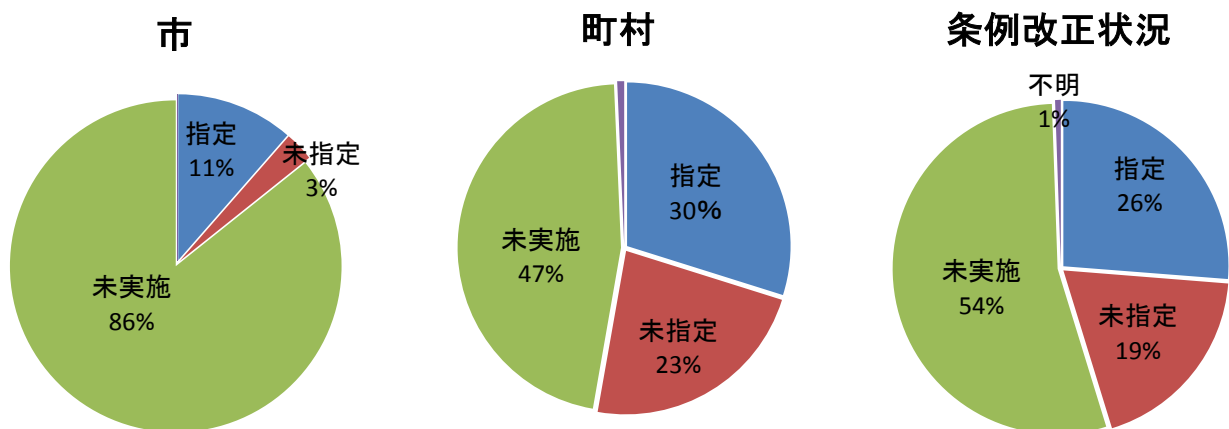
### 調査結果

- ① 条例指定制度の実施状況は、市の指定実施が11%、町村の指定実施が30%と町村の方が積極的に条例指定NPO制度が実施されている。
- ② 条例指定NPO数は、市のNPO法人の1%、町村のNPO法人の21%が指定されている。
- ③ オホーツク振興局管内の市町村が積極的導入を図っている。
- ④ 条例指定NPO制度における北海道と市町村の制度の不整合の改善が待たれる。

### 調査内容

#### (1) 条例指定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体

項目	条例改正				条例改正未実施	未回答	計	NPO数
	指定自治体数	指定NPO数	指定無	計				
北海道	1	1	0	1	0	0	1	
市	4	17	1	5	30	0	35	1,654
町村	43	76	33	76	67	1	144	357
計	48	94	34	82	97	1	180	2,011



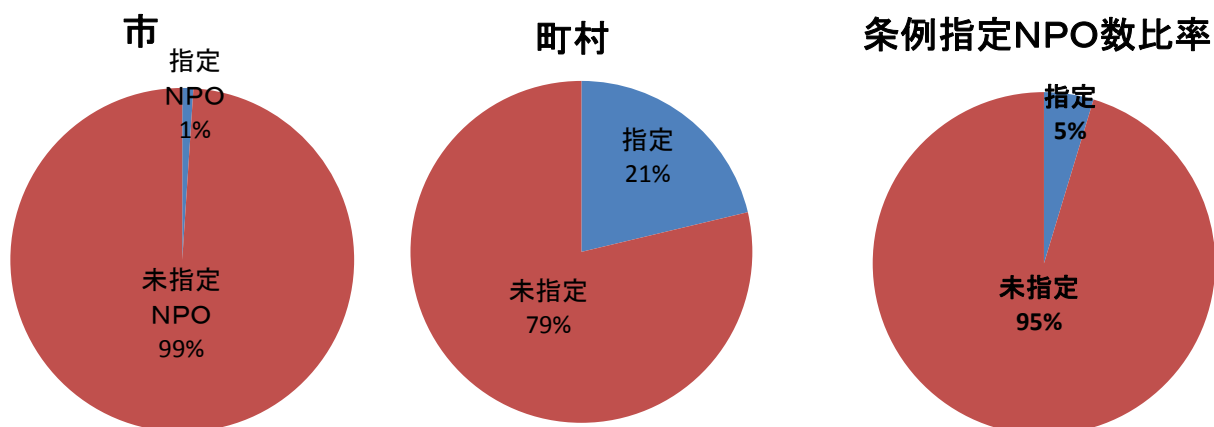
コメント: 条例指定制度導入を行っている北海道は1法人、同じく、札幌市も1法人とNPOが多く活動している自治体での制度の恩恵を受けるNPOの数が極端に少ない。また、NPOの数が多し旭川市・函館市・帯広市・苫小牧市・岩見沢市などでは制度導入すら行われていない。



## (2) 税条例改正実施自治体の条例指定NPO法人数

項目	指定NPO数	未指定NPO数	NPO数
北海道	1	0	
市	17	1,637	1,654
町村	76	281	357
計	94	1,917	2,011

(注) 未指定NPO数は指定無と未実施自治体のNPO数



コメント: 市での条例指定NPO数は市のNPOの1%に対し、町村では町村のNPOの21%と町村での指定NPOが多いことがわかる。

## (3) 経年別税条例改正実施自治体数及び条例指定NPO法人数の変化

### ① 条例指定NPO実施市町村の増加数

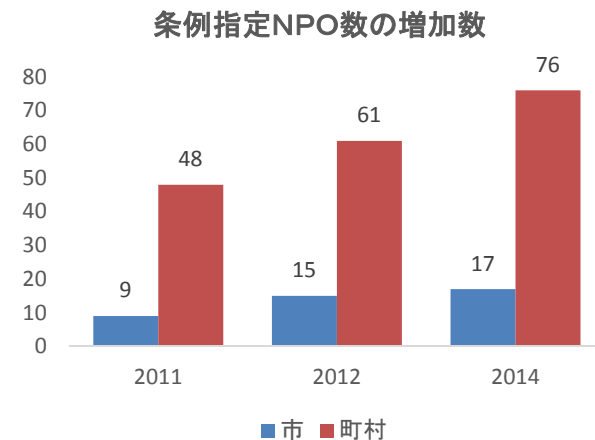
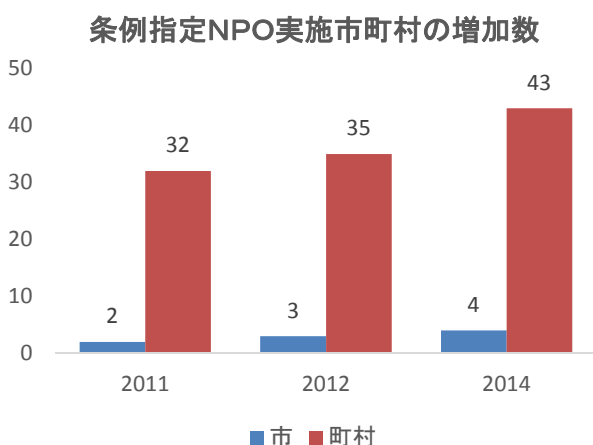
年度	2011	2012	2014	増加数
北海道	0	0	1	1
市	2	3	4	1
町村	32	35	43	8
計	34	38	48	10
増加数		4	10	

(注) 増加数は2012年調査との比較

### ② 条例指定NPO数の増加数

年度	2011	2012	2014	増加数
北海道	0	0	1	1
市	9	15	17	2
町村	48	61	76	15
計	57	76	94	18
増加数		19	18	

(注) 増加数は2012年調査との比較



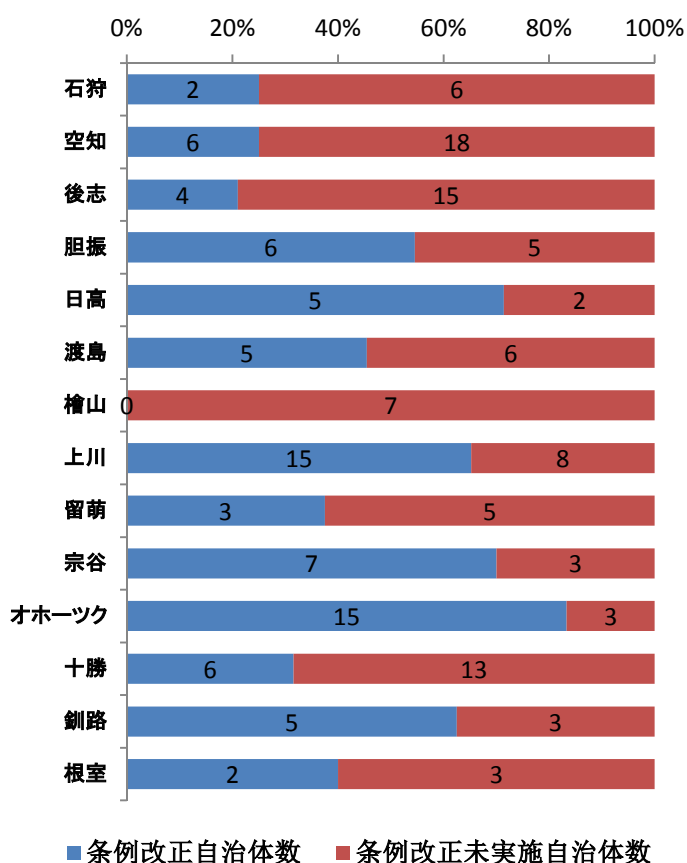
コメント: 市では条例指定NPO制度導入が町村と比較して鈍く、町村の方が積極的に制度導入を行っている。2012年からの2年間で10市町村、18NPO法人が増えている。



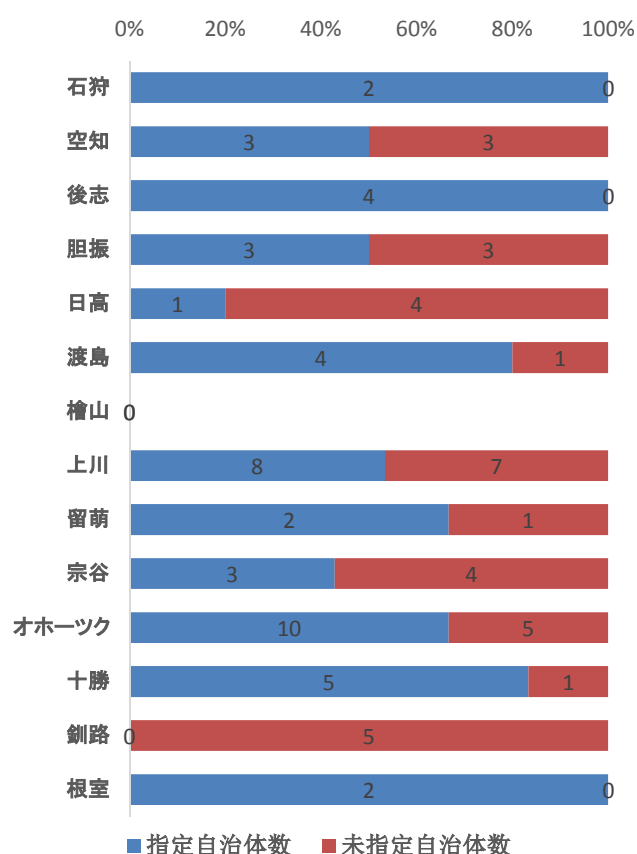
#### (4) 振興局別指定自治体・指定NPO法人数の状況

項目	条例改正					条例改正未実施自治体数	不明自治体数	自治体数計	NPO数	
	指定自治体数		指定NPO数		未指定自治体数					計
北海道	1		1		0	1	0	0	1	
石狩	2	25%	5	0.5%	0	2	6	0	8	1053
空知	3	13%	6	6%	3	6	18	0	24	96
後志	4	20%	12	18%	0	4	15	1	20	68
胆振	3	27%	4	3%	3	6	5	0	11	126
日高	1	14%	2	9%	4	5	2	0	7	23
渡島	4	36%	7	6%	1	5	6	0	11	116
檜山	0	0%	0	0%	0	0	7	0	7	9
上川	8	35%	11	7%	7	15	8	0	23	161
留萌	2	25%	2	10%	1	3	5	0	8	21
宗谷	3	30%	3	17%	4	7	3	0	10	18
オホーツク	10	56%	29	29%	5	15	3	0	18	101
十勝	5	26%	7	5%	1	6	13	0	19	129
釧路	0	0%	0	0%	5	5	3	0	8	71
根室	2	40%	5	26%	0	2	3	0	5	19
計	48	27%	94	5%	34	82	97	1	180	2011

① 振興局別条例改正実施・未実施自治体数

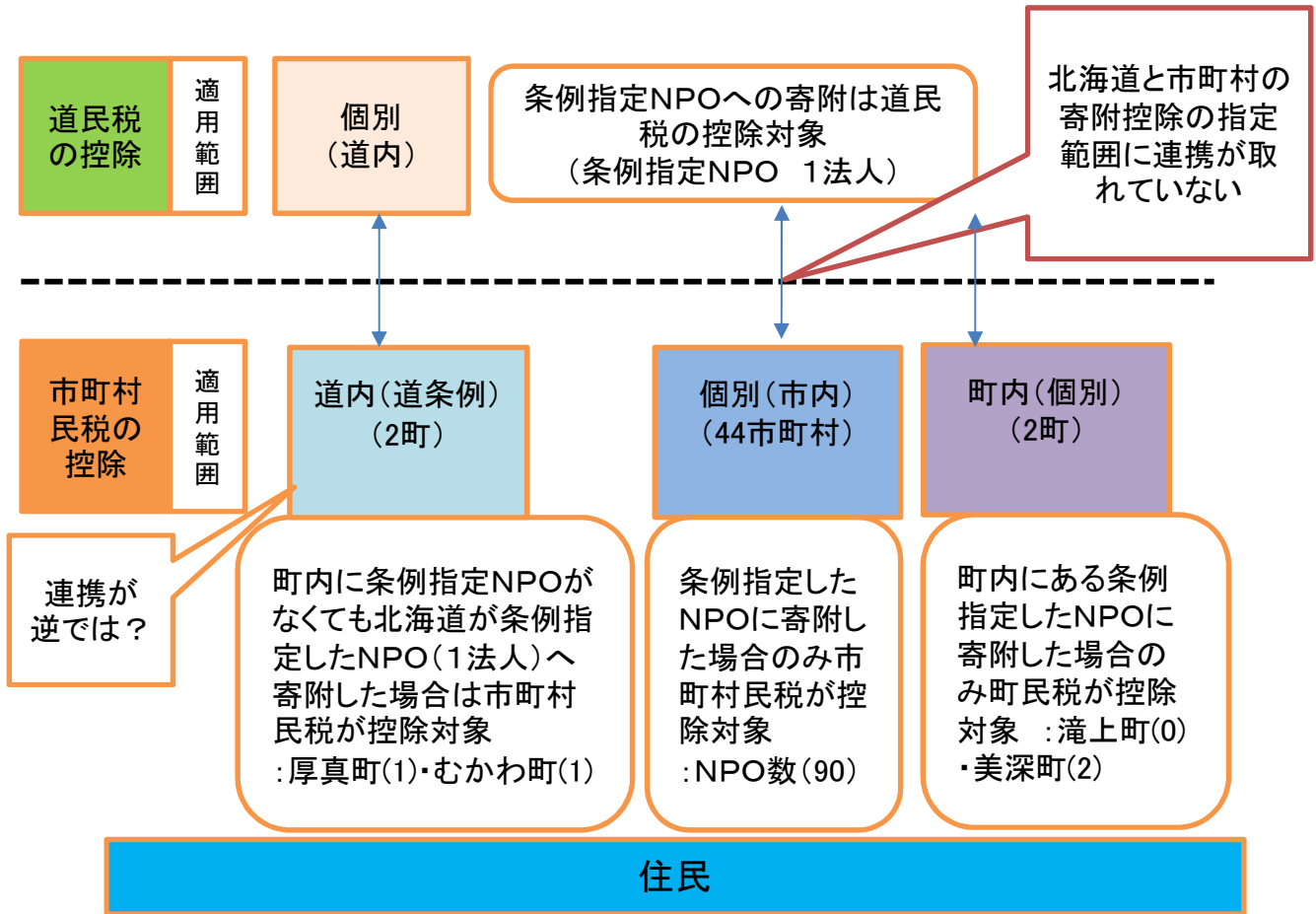


② 振興局別条例改正自治体の指定・未指定数



コメント：指定NPO制度導入に積極的な振興局管内の市町村はオホーツク・根室振興局の市町村で、逆に、消極的な振興局管内市町村は檜山振興局町村である。釧路振興局管内市町村は制度導入は行っているが、具体的な指定NPOがないことから、実質的には制度導入を行っていない檜山振興局管内町村と同じ状態である。

## (5) 税条例における条例指定NPO制度の実態

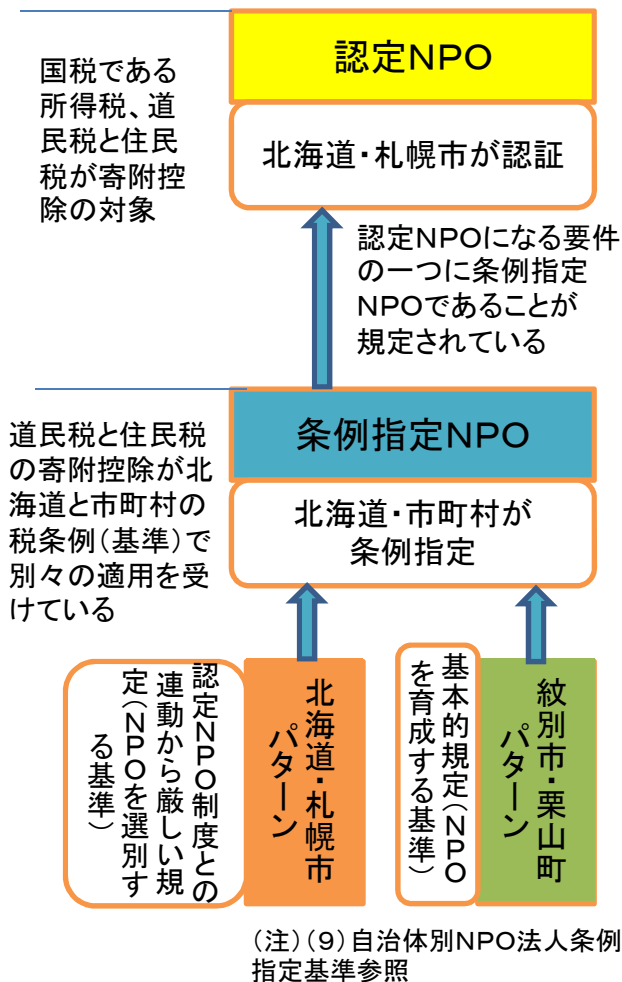


コメント: 北海道と市町村がそれぞれの基準により寄附控除条例を制定している。税の控除を目的にNPOへ寄附をしようとする住民が多くなることを想定した制度の実効性を考えると、北海道と市町村が連携する制度とすることにより、さらに実効性が増す。すでに認定NPOの寄附制度では、北海道の制度に市町村が合わず方法で連携して高い効果を実現している。条例指定NPO制度では、指定範囲に連携がないので、その効果を高めることが出来ない。連携を高めるためには、市町村が条例指定したNPOを北海道が条例指定する制度とすることで、より効果が高い寄附制度とすることができる。

## (6) 北海道のNPOに対する寄附制度の改正提案

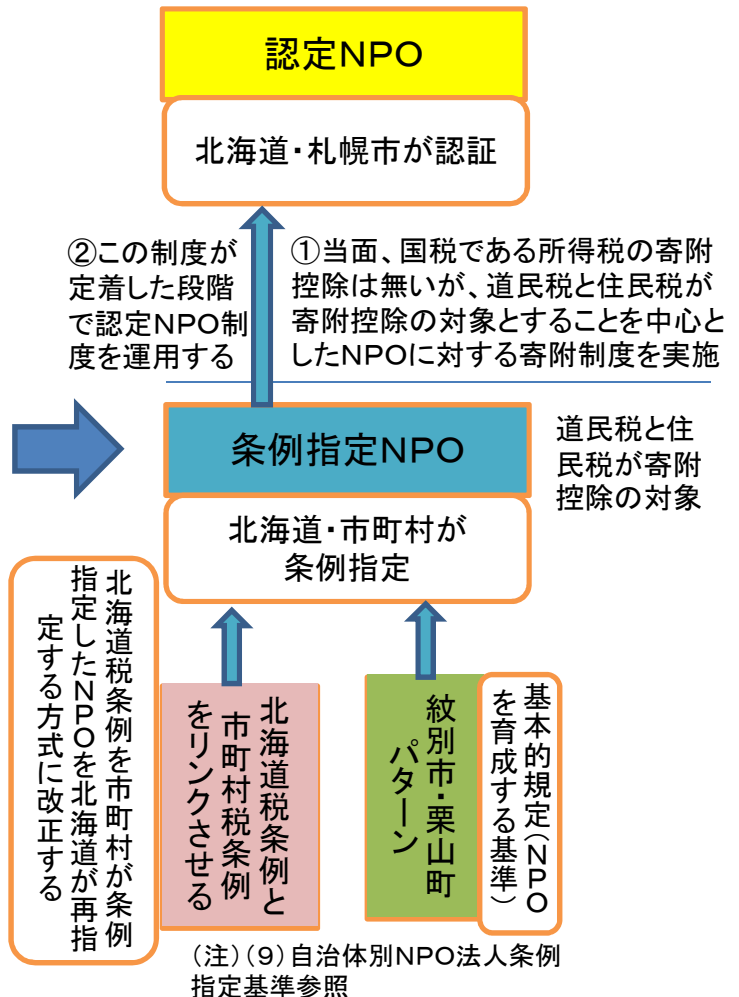
### ① 今までの方式

(認定NPOになることが目的)



### ② これからの方式

(条例指定NPOになることが目的)



コメント:①現在の条例指定NPO制度では、北海道と市町村が別々の基準でNPOを条例指定をしているため、道民税と住民税が同時に寄附控除を受けられない結果となっている。これは寄附をする道民、住民にとって不利益となっているので、(5)で提案したが、②のような市町村が指定したNPOを北海道が指定する制度に北海道税条例を改正することで、道民税と住民税が同時に寄附控除を受けれる。さらに、制度実施された中から認定NPOを認証する制度の方が地に足が付いた制度となるのではないかと。

(7) 条例指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況

市町村名	振興局	NPO数 10末	団体数		条例改正実施		未実施	市町村名	振興局	NPO数 10末	団体数		条例改正実施		未実施
			12	14	指定	未指定					12	14	指定	未指定	
北海道				1	○			島牧村	後志	0					○
札幌市	石狩	920	0	1	○			寿都町	後志	0					○
函館市	渡島	92					○	黒松内町	後志	2					○
小樽市	後志	28					○	蘭越町	後志	3					○
旭川市	上川	93					○	二セコ町	後志	5	5	5	○		
室蘭市	胆振	27					○	真狩村	後志	0					○
釧路市	釧路	45					○	留寿都村	後志	0					○
帯広市	十勝	64					○	喜茂別町	後志	1					○
北見市	オホーツク	36	5	6	○			京極町	後志	1					(○)
夕張市	空知	3					○	倶知安町	後志	9	4	5	○		
岩見沢市	空知	33					○	共和町	後志	2					○
網走市	オホーツク	20					○	岩内町	後志	3					○
留萌市	留萌	14					○	泊村	後志	0					(○)
苫小牧市	胆振	40					○	神恵内村	後志	1		1	○		
稚内市	宗谷	10					○	積丹町	後志	0				不明	
美唄市	空知	6					○	古平町	後志	2	1	1	○		
芦別市	空知	5					○	仁木町	後志	1					○
江別市	石狩	32					○	余市町	後志	9					○
赤平市	空知	3					○	赤井川村	後志	1					○
紋別市	オホーツク	11	9	9	○			南幌町	空知	1		0		○	
士別市	上川	4					○	奈井江町	空知	1					○
名寄市	上川	6					○	上砂川町	空知	0					○
三笠市	空知	2	1	1	○			由仁町	空知	0		0		○	
根室市	根室	2					○	長沼町	空知	3		0		○	
千歳市	石狩	22					○	栗山町	空知	7		1	○		
滝川市	空知	9					○	月形町	空知	1					○
砂川市	空知	8					○	浦臼町	空知	0					○
歌志内市	空知	0					○	新十津川町	空知	2					○
深川市	空知	7					○	妹背牛町	空知	1					○
富良野市	上川	12					○	秩父別町	空知	2					○
登別市	胆振	11					○	雨竜町	空知	0					○
恵庭市	石狩	12					○	北竜町	空知	2	2	2	○		
伊達市	胆振	18	0			○		沼田町	空知	0					○
北広島市	石狩	29					○	幌加内町	上川	2		2	○		
石狩市	石狩	25					○	鷹栖町	上川	4		0		○	
北斗市	渡島	5					○	東神楽町	上川	3	1	1	○		
当別町	石狩	11	3	4	○			当麻町	上川	0		0		○	
新篠津村	石狩	2					○	比布町(注1)	上川	2	2	2	○		
松前町	渡島	1	1	1	○			愛別町	上川	1	1	1	○		
福島町	渡島	0	0			○		上川町	上川	3				○	
知内町	渡島	0					○	東川町	上川	3	2	2	○		
木古内町	渡島	0					○	美瑛町	上川	7	1	1	○		
七飯町	渡島	10					○	上富良野町	上川	3		0		○	
鹿部町	渡島	0					○	中富良野町	上川	1					○
森町	渡島	3	2	2	○			南富良野町	上川	2	2	2	○		
八雲町	渡島	2	2	2	○			占冠村	上川	4					○
長万部町	渡島	3	2	2	○			和寒町	上川	1					○
江差町	檜山	2					○	剣淵町	上川	0					○
上ノ国町	檜山	1					○	下川町	上川	5		0		○	
厚沢部町	檜山	1					○	美深町	上川	2		2	町内		
乙部町	檜山	1					(○)	音威子府村	上川	1				○	
奥尻町	檜山	0					○	中川町	上川	2		0		○	
今金町	檜山	1					○								
せたな町	檜山	3					○								

(注1) 比布町の1法人は旭川市の法人を指定

市町村名	振興局	NPO数 10末	団体数		条例改正実施		未実施	市町村名	振興局	NPO数 10末	団体数		条例改正実施		未実施
			12	14	指定	未指定					12	14	指定	未指定	
増毛町	留萌	1					○	豊浦町	胆振	4					○
小平町	留萌	0					○	壮瞥町	胆振	6	2	2	○		
苫前町	留萌	0		0		○		白老町	胆振	10		0		○	
羽幌町	留萌	3					○	厚真町	胆振	1		1	道条例		
初山別村	留萌	0					○	洞爺湖町	胆振	4					○
遠別町	留萌	2	1	1	○			安平町	胆振	2				○	
天塩町	留萌	1	1	1	○			むかわ町	胆振	3		1	道条例		
幌延町	宗谷	0					○	日高町	日高	6		0		○	
猿払村	宗谷	0		0		○		平取町	日高	5				○	
浜頓別町	宗谷	1	1	1	○			新冠町	日高	1		2	○		
中頓別町	宗谷	1	1	1	○			浦河町	日高	3		0		○	
枝幸町	宗谷	2					○	様似町	日高	0				○	
豊富町	宗谷	2	1	1	○			えりも町	日高	0					○
礼文町	宗谷	1		0		○		新ひだか町	日高	8					○
利尻町	宗谷	1				○		音更町	十勝	9					○
利尻富士町	宗谷	0		0		○		士幌町	十勝	3					○
美幌町	オホーツク	5					○	上士幌町	十勝	5					○
津別町	オホーツク	4		0		○		鹿追町	十勝	4					○
斜里町	オホーツク	6	3	3	○			新得町	十勝	4					○
清里町	オホーツク	1		0		○		清水町	十勝	8					○
小清水町	オホーツク	1	1	1	○			芽室町	十勝	3					○
訓子府町	オホーツク	1	1	1	○			中札内村	十勝	1					○
置戸町	オホーツク	2		0		○		更別村	十勝	1		1	○		
佐呂間町	オホーツク	1	1	1	○			大樹町	十勝	2	2	2	○		
遠軽町	オホーツク	8	4	5	○			広尾町	十勝	1	1	1	○		
湧別町(注2)	オホーツク	0	1	1	○			幕別町	十勝	7					○
滝上町	オホーツク	1		0	町内	○		池田町	十勝	4	1	1	○		
興部町	オホーツク	1					○	豊頃町	十勝	0		0		○	
西興部村	オホーツク	1	1	1	○			本別町	十勝	4					○
雄武町	オホーツク	1				○		足寄町	十勝	5	2	2	○		
大空町	オホーツク	1	1	1	○			陸別町	十勝	2					○
								浦幌町	十勝	2					○
								釧路町	釧路	4		0		○	
								厚岸町	釧路	2					○
								浜中町	釧路	5		0		○	
								標茶町	釧路	4				○	
								弟子屈町	釧路	2		0		○	
								鶴居村	釧路	5					○
								白糠町	釧路	4				○	
								別海町	根室	3					○
								中標津町	根室	8					○
								標津町	根室	2	3	4	○		
								羅臼町	根室	4	1	1	○		

(注2) 湧別町の1法人は遠軽町の法人を指定

## (8) 自治体別指定NPO法人名一覧

NO	市町村名	振興局	自治体数	NPO数	指定NPO数	指定NP O比率	指定法人名	認定NP Oへ
1	北海道		1		1		特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	○
2	札幌市	石狩	1	920	1	0%	特定非営利活動法人シーズネット	
3	当別町	石狩	1	11	4	36%	当別エコロジカルコミュニティ	
4							まちの森	
5							ノーマライゼーションセンターによきによき	
6							子どもの自立を支援する会モンラヴィ	
7	松前町	渡島	1	1	1	100%	松前まちづくりフォーラム	
8	森町	渡島	1	3	2	67%	ラメールもり	
9							森の仲間たち	
10	八雲町	渡島	1	2	2	100%	八雲ハンドメイドの会	
11							やくも元気村	
12	長万部町	渡島	1	3	2	67%	長万部町緑と樹を愛する会	○
13							おしゃまんべ夢倶楽部	
14	ニセコ町	後志	1	5	5	100%	あそぶつくの会	
15							ニセコまちづくりフォーラム	
16							しりべしリバーネット	
17							ニセコ生活の家	
18							ニセコがんば会	
19	倶知安町	後志	1	9	5	56%	しりべし地域サポートセンター	
20							倶知安町手をつなぐ親の会	
21							ともに	○
22							しらかばウェルフェアサポート	
23							「MiMaTa」	
24	神恵内村	後志	1	1	1	100%	福祉村創成会	
25	古平町	後志	1	2	1	50%	ごめっこくらぶ	
26	三笠市	空知	1	2	1	50%	三笠森水遊学舎	
27	栗山町	空知	1	7	1	14%	栗山町手をつなぐ育成会	○
28	北竜町	空知	1	2	2	100%	NPOひまわり	
29							リスペクト	
30	幌加内町	空知	1	2	2	100%	シュマリナイ湖ワールドセンター	
31							よるべさ	
32	東神楽町	上川	1	3	1	33%	まこと	
33	比布町	上川	1	2	2	100%	のどか	
34							フレンズ	
35	愛別町	上川	1	1	1	100%	あいねっと	
36	東川町	上川	1	3	2	67%	ノーマライゼーションサポートセンターこころりんく	
37							東川東川バイオマス・自然エネルギー研究所	
38	美瑛町	上川	1	7	1	14%	びえいくらしの助けあい	
39	南富良野町	上川	1	2	2	100%	どんころ野外学校	○
40							南富良野まちづくり観光協会	
41	美深町	上川	1	2	2	100%	トロッコ王国美深	
42							特定非営利活動法人びふかスポーツクラブ	
43	遠別町	留萌	1	2	1	50%	北限の里遠別	
44	天塩町	留萌	1	1	1	100%	天塩川を清流にする会	
45	浜頓別町	宗谷	1	1	1	100%	クッチャロ湖エコワーカーズ	
46	中頓別町	宗谷	1	1	1	100%	中頓別森林療法研究会	
47	豊富町	宗谷	1	2	1	50%	サロベツ・エコ・ネットワーク	

NO	市町村名	振興局	自治体数	NPO数	指定NPO数	指定NPO比率	指定法人名	認定NPOへ
48	北見市	オホーツク	1	36	6	17%	人材育成ネットワーク	
49							みんとけあ	
50							とむての森	
51							常呂カーリング倶楽部	
52							ことば	
53							オホーツク文化協会	
54	紋別市	オホーツク	1	11	9	82%	紋別文化連盟	○
55							紋別市いきいき陶芸会	
56							紋別市仲よし共同作業所	
57							ねこやなぎ	
58							サポートセンターもぺっと	
59							紋別市体育協会	
60							ネット・プロジェクト・オホーツク・クライスター	
61							ロサ・ルゴサ	
62	みのり							
63	斜里町	オホーツク	1	6	3	50%	知床みさきの風	
64							サニーサイドオホーツク	
65							ひどり窓共同作業所	
66	小清水町	オホーツク	1	1	1	100%	グランドワークこしみず	
67	訓子府町	オホーツク	1	1	1	100%	福祉サポートきらきら本舗	
68	佐呂間町	オホーツク	1	1	1	100%	ふれあいインさろま	
69	遠軽町	オホーツク	1	8	5	63%	ありがとう	
70							過疎地有償運送生田原交通サポート	
71							きたしらたき	
72							さわやか	
73							遠軽町手をつなぐ育成会かたつむりの会	
74	湧別町	オホーツク	1	0	1		さわやか	
75	西興部村	オホーツク	1	1	1	100%	西興部村猟区管理協会	
76	大空町	オホーツク	1	1	1	100%	めまんべつ観光協会	
77	壮瞥町	胆振	1	6	2	33%	サポートセンターたつかーむ	
78							さらら壮瞥	
79	厚真町	胆振	1	1	1	100%	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	
80	むかわ町	胆振	1	3	1	33%	特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	
81	新冠町	日高	1	1	2	200%	レ・コード館自主企画委員会	
82							誠心会	
83	更別村	十勝	1	1	1	100%	どんぐり村さらり	
84	大樹町	十勝	1	2	2	100%	大樹職親会	
85							大樹元気村	
86	広尾町	十勝	1	1	1	100%	の一まひろお	
87	池田町	十勝	1	4	1	25%	クローバー共同研究所	
88	足寄町	十勝	1	5	2	40%	ママサポートえぶろん	
89							障がい児・者地域サポートふれあい	
90	標津町	根室	1	2	4	200%	南知床・ヒグマ情報センター	
91							キラリ工房	
92							スポーツクラブすぽっと	
93							サーモンサイエンスミュージアム	
94	羅臼町	根室	1	4	1	25%	ゆとりステーション	
計			48	1093	94	9%		



## (9) 自治体別NPO法人条例指定基準

項目	北海道	札幌市
公益要件	<p>道民からの支援を受けているかどうか判断するための基準とし、次の3つの基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(1) 相対値基準 実績判定期間における 寄附金等収入額 ÷ 経常収入金額 ≤ 1/10</p> <p>(2) 絶対値基準 実績判定期間内の各事業年度中寄附金額総額が 3000円以上である寄附者の数合計が年平均 50人以上であること。</p> <p>(3) 市町村条例個別指定法人 道内の市町村が、個人住民税の寄附金額控除の対象として条例により個別に指定したNPO法人法人(当該市町村長からの意見を踏まえ、知事が適当と認めるものに限ります。)については、公益性要件を満たしているものとして取り扱います。</p>	<p>1. 基本的要件 市内に事務所を有し、市内で活動している。</p> <p>下記①から⑤までの項目のうち、いずれかに適合している。</p> <p>①寄附者の数に関する基準 実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること</p> <p>②ボランティア従事者に関する基準 各事業年度の市内における特定非営利活動について、ボランティアとして従事した者の延べ人数が100人以上であること(実従事者数10人以上)</p> <p>③市民向け催物に関する基準 各事業年度における特定非営利活動に関する市民を対象にした催物を年4回以上開催し、かつこれらの催物の参加者の延べ人数が100人以上であること</p> <p>④特定非営利活動事業費に関する基準 各事業年度における特定非営利活動に係る事業費の合計額が150万円以上であること</p> <p>⑤北海道の条例で指定 申出の前日において、北海道の条例で個別に指定されていること</p>
	<p>2 道民周知・道民参加に関する要件</p> <p>事業活動が広く道民に周知され又は道民の参加を得、かつ、地域と一体となった事業活動を行っているかどうかを判断するための基準として次の(1)、(2)のいずれにも適合すること</p> <p>(1) ①～④のいずれかに適合すること ① 事業活動に関する情報を新聞等を通じて道民に対して各事業年度において2回以上提供したこと ② 事業活動を周知するため自ら発行した広報資料を各事業年度において道内の5以上の公共施設その他の道民が利用する施設に必要数置いたこと ③ 道民を対象としたその事業活動に係る催物を各事業年度において、2回以上開催し、かつ、これらの催物の参加者の延べ人数が50人以上であること ④ 事業活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が各事業年度において50人以上であること(実従事者数10人以上) (2) 行政機関、企業、団体等との協働実績が各事業年度において1回以上</p>	<p>2. 公益要件 [数値基準等]</p> <p>3. 公益要件 [活動基準]</p> <p>下記の事項を総合的に評価します。</p> <p>①他の団体との協働 特定非営利活動に係る事業を申出法人以外の団体と協働して実施する事業の実績又は見込みがあること</p> <p>②事業の継続性 寄附金を充当する予定の特定非営利活動が、継続的に行われる見込みであること</p> <p>③寄附活動の継続 寄附を集める活動を継続的に行った実績又は指定後に継続的に実施するための体制と手法があること</p>
運営要件	<p>3</p> <p>(1)活動地域 道内に主たる事務所を有すること</p> <p>(2)活動の対象について 実績判定期間における事業活動のうち、次掲げ占め割合が100分の50未満であること。 ①会員等に対する資産の譲渡等、会員等の相互交流など会費が対象である活動 ②特定の範囲の者に利益が及ぶ活動 ③特定の著作物又は特定の者に関する活動 ④特定の者の意に反した活動</p> <p>(3)運営組織及び経理について 次のいずれの基準にも適合していること。 ①運営組織が次のいずれにも該当すること。 ア 役員のうち親族関係を有する者等で構成する ÷ 役員総数 ≤ 1/3 最も大きなグループの人数 イ 役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成 ÷ 役員総数 ≤ 1/3 する最も大きなグループの人数 ロ 各社員の表決権が平等であること。 ②会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ③不適正な経理を行っていないこと。 ④法人の運営又は業務執行ため職員を専任する事所に1名以上配置していること</p> <p>(4)事業活動について 次のいずれの基準にも適合していること。 ① 次に掲げる活動を行っていないこと。 ア 宗教活動 イ 政治活動 ウ 特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ② 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと。 ③ 実績判定期間における ÷ 総事業費 ≥ 80% 特定非営利活動に係る事業費 ④ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち ÷ 受入寄附金総額 ≥ 70% 特定非営利活動に係る事業費に充てた額</p> <p>(5)情報公開について 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 ① 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ②各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ③前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項・資産の譲渡等に関する事項・寄附金に関する事項等 ④助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p> <p>(6)事業報告書等の提出について 各事業年度において、事業報告書等を所轄庁に提出していること。</p> <p>(7)不正行為等について 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p> <p>(8)設立後の経過期間について 指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>	<p>4 運営基準 (1)活動の対象について 実績判定期間における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること。 イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ロ 特定の範囲の者に利益が及ぶ活動 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動 ニ 特定の者の意に反した活動</p> <p>(2)運営組織及び経理について 次のいずれの基準にも適合していること。 イ運営組織が次のいずれにも該当すること。 ①役員のうち親族関係を有する者等で構成する ÷ 役員総数 ≤ 1/3 最も大きなグループの人数 ②役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成 ÷ 役員総数 ≤ 1/3 する最も大きなグループの人数 ロ 各社員の表決権が平等であること。 ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第53条～第59条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。 ニ 不適正な経理を行っていないこと。</p> <p>(3)事業活動について 次のいずれの基準にも適合していること。 イ 次に掲げる活動を行っていないこと。 ①宗教活動 ②政治活動 ③特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動 ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者(公職にある者)に寄附を行っていないこと。 ハ 実績判定期間における ÷ 総事業費 ≥ 80% 特定非営利活動に係る事業費 ニ 実績判定期間における受入寄附金総額のうち ÷ 受入寄附金総額 ≥ 70% 特定非営利活動に係る事業費に充てた額</p> <p>(4)情報公開について 次に掲げる書類をその事務所において閲覧させること。 イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ ①各指定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ②役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項 寄附金に関する事項その他一定の事 ③助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類</p> <p>(5)事業報告書類等の提出について 各事業年度において、事業報告書等をNPO法第29条の規定により所轄庁に提出していること。</p> <p>(6)不正行為等について 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がないこと。</p> <p>(7)設立後の経過期間について 指定の申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。</p>
	<p>1</p>	<p>1</p>
	<p>条例指定NPO数</p>	<p>1</p>
	<p>条例指定NPO数</p>	<p>1</p>



南富良野町		紋別市		栗山町	
I 公益性に関する要件	判定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記(1)の判断項目(①～③)のうち、1項目以上に該当していること</li> <li>・下記(2)～(3)の判断項目(④～⑧)のうち、1項目以上に該当していること</li> <li>・基準の判定は、過去2事業年度の平均値で基準を満たしていること。</li> </ul>	控除対象特定非営利活動法人の対象	(1)特定非営利活動促進法第2条第2項に基づき設立されたもの (2)特定非営利活動促進法第2条第1項に定める活動を行うもの (3)市内に主たる事務所を有するもの (4)事業報告書、収支報告書等により活動状況を確認できるもの	1公益実践活動の実績があること ①本町の計画、施策の方向性に沿い、住民の福祉の増進に寄与すること。
	1. 公益実践活動の実績について	(1)地域住民から認知されるための取組 NPO法人の主たる活動が地域住民から認知されるための取り組みについて。 (※いずれも、NPO法人が主たる目的とする活動に関する内容であること) ①マスメディアを使っての情報発信回数：年1回以上(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、折り込みチラシ等) ②ホームページの更新頻度：年2回以上(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が含まれていること) ③一般を対象とした事業の実施：年2回以上(一般向け周知文書・チラシ等、開催時の写真や新聞掲載記事等を添付すること) (2)地域住民の参画 NPO法人の活動に対する地域住民の参画について ④組織運営、各種事業への地域からのボランティアスタッフ参加数：延べ10人以上/年(住所・氏名を記載した名簿を添付) ⑤寄附実績：3,000円以上の寄附が年平均で10人以上にあること(地域からの寄附)(寄附者名簿を添付すること) ⑥主催した各種事業への一般住民参加者数：延べ10人以上/年(ただし、④に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと) (3)他の組織との連携・協働の取組 他の組織との連携・協働の取り組みについて ⑦自治体からの委託・補助等の実績：年1回以上 ⑧その他の組織(他NPO、学校、自治会、公益法人、企業等)との連携・協働した活動の実施：年1回以上	申出 控除対象特定非営利活動法人として、当市の指定を受けようとする特定非営利活動法人は、「控除対象特定非営利活動法人指定申出書」(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて申出するものとする。 (1)認可庁が交付した法人設立認可証の写し (2)定款の写し (3)事業報告書及び収支報告書 (4)登記所が発行する法人に係る履歴事項全部証明書 (5)その他法人の活動状況を確認する資料として、市が提出を求める書類等	2運営組織及び経理が適切であること。 3事業活動の内容が適正であること。 4情報公開を適切に行っていること。 5事業報告書等を提出していること。 6不正行為等がないこと。 7町税及び使用料等に滞納がないこと。	①役員総数のうち、役員及びその役員と親族関係(配偶者・3親等以内の親族)を有する者で構成されるグループの人数の占める割合が3分の1以下であること。 ②支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていないこと。 ①宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていないこと。 ②役員、社員又は寄附者等に特別な利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと(公職、宗教、政治)。
	判定基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記(1)から(6)の基準をすべて満たしていること</li> <li>・基準の判定は、過去2事業年度とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていること</li> </ul>	指定手続等	申出を受けたときは、書類審査のうえ、紋別市税条例改正案を作成し、当該申出後に開会する市議会に提案するものとする	1公益実践活動の実績があること ①本町の計画、施策の方向性に沿い、住民の福祉の増進に寄与すること。
	1運営組織及び経理について	(1)運営組織及び経理が適切であること ①役員総数のうち、役員及びその役員と親族関係(配偶者・3親等以内の親族)を有する者で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である ②役員総数のうち、特定の法人(社団法人・学校等)の役員や従業員で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である ③公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している ④支出した金銭について使途が不明なものはなく、また、帳簿に虚偽の記載はしていない	指定の通知等	市議会の決定に基づき、当該申出を認めることとしたときは、「市町村民税の寄附金税額控除に係る寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(控除対象特定非営利活動法人)の指定について(通知)」(別記様式第2号)により、当該申出を却下することとしたときは、「市町村民税の寄附金税額控除に係る寄附金を受け入れる特定非営利活動法人(控除対象特定非営利活動法人)の指定に係る申出について(通知)」(別記様式第3号)により、それぞれ、当該申出人に対して通知するものとする	①事業報告書、役員名簿及び定款等を閲覧させていること。 ①事業報告書等(会計、役員等名簿)、認証書・登記書類・定款等を所轄庁に提出していること。 ①法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
	2事業活動について	(2)事業活動の内容が適正であること ①宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動をしていない ②役員、社員又は寄附者等に特別な利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと(公職、宗教、政治)	9	1	
II 組織・運営に関する要件	3情報公開について	(3)情報公開を適切に行っていること ①事業報告書等、役員名簿及び定款等 ②役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程 ③資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類 ④寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類	条例指定NPO数	1	
	4事業報告について	(4)所轄庁へ事業報告書等を提出していること ①事業報告書等(会計、役員等名簿)、認証書・登記書類・定款等			
	5不正行為等について	(5)不正行為等がないこと ①法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと			
	6経過期間について	(6)設立後の経過期間について ①設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること			
条例指定NPO数	2				

コメント：条例指定基準には、北海道や札幌市のような基準から紋別市や栗山町のような基準、または、特に定めがない市町村まである。基準がないことを問題にしているわけではない。逆に、北海道や札幌市のような基準の実態を問題視している。いずれも、1NPO法人のみ指定という実態である。認定NPO制度との整合性を意識する余りに、機能しない制度を創ってしまったという実例ではないか。条例指定制度は認定NPOへのステップと位置付け、NPO活動を管理することを第一に考えたと北海道や札幌市のような制度設計としてしまう。しかし、NPO活動の支援が地域住民の生活向上につながると考えれば、紋別市や栗山町のような制度設計が可能になる。どちらが、地域住民のためなのかということである。

## 5. 資料

### (1) 2014年10月末現在の道内市町村税条例から見えるNPO法人への税控除と寄付控除の状況

(注1) 主に自治体ホームページ等で公開されている例規集から作成

(注2) NPO数は北海道市民活動団体情報提供システム(統計情報表示)による。ただし、札幌市のみ公表値使用。

(注3) 認定NPO団体数は北海道と札幌市のホームページによる。

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO				③条例指定NPO					
				条例改正実施				未実施	団体数		条例改正実施		未実施
				14	包括	範囲	個別		12	14	指定	未指定	
北海道				28		道内			12	14	○		
札幌市	石狩	920	△	17		市内	○	0	1	○			
函館市	渡島	92	○	3		市内							○
小樽市	後志	28	△					○					○
旭川市	上川	93	○	0		市内	○						○
室蘭市	胆振	27	△				指定無						○
釧路市	釧路	45	△	0		市内							○
帯広市	十勝	64	△	0		市内							○
北見市	オホーツク	36	○				指定無	5	6	○			
夕張市	空知	3	△					○					○
岩見沢市	空知	33	△					○					○
網走市	オホーツク	20	△	0		市内							○
留萌市	留萌	14	○					○					○
苫小牧市	胆振	40	△	0		市内							○
稚内市	宗谷	10	○					○					○
美唄市	空知	6	△	1		市内							○
芦別市	空知	5	○					○					○
江別市	石狩	32	△	0		市内							○
赤平市	空知	3	○					○					○
紋別市	オホーツク	11	○	1		市内		9	9	○			
士別市	上川	4	○		○								○
名寄市	上川	6	○		○								○
三笠市	空知	2	×					○	1	1	○		
根室市	根室	2	△					○					○
千歳市	石狩	22	○	28		道内							○
滝川市	空知	9	△	0		市内							○
砂川市	空知	8	△					○					○
歌志内市	空知	0	×					○					○
深川市	空知	7	△					○					○
富良野市	上川	12	○					○					○
登別市	胆振	11	△	0		市内							○
恵庭市	石狩	12	○	0		市内							○
伊達市	胆振	18	○				指定無	0			○		
北広島市	石狩	29	○	0		市内							○
石狩市	石狩	25	○	0		市内							○
北斗市	渡島	5	△	4		渡島檜山	○						○
当別町	石狩	11	○	0		町内		3	4	○			
新篠津村	石狩	2	×				指定無						○
松前町	渡島	1	×				指定無	1	1	○			
福島町	渡島	0	×				指定無	0	0		○		
知内町	渡島	0	×					○					○
木古内町	渡島	0	×					○					○
七飯町	渡島	10	○	0		町内	○						○
鹿部町	渡島	0	×	0		町内	○						○
森町	渡島	3	○	0			指定無	2	2	○			
八雲町	渡島	2	○					○	2	2	○		
長万部町	渡島	3	○	1		指定無		2	2	○			
江差町	檜山	2	○					○					○
上ノ国町	檜山	1	○					○					○
厚沢部町	檜山	1	○					○					○
乙部町	檜山	1	(○)					(○)					(○)
奥尻町	檜山	0	○					○					○
今金町	檜山	1	○					○					○
せたな町	檜山	3	○				指定無						○

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO					
				条例改正実施				未実施	団体数		条例改正実施		未実施	
				14	包括	範囲	個別		12	14	指定	未指定		
島牧村	後志	0	×		○									○
寿都町	後志	0	×	0		町内								○
黒松内町	後志	2	○	0		町内								○
蘭越町	後志	3	○	0		町内								○
二七コ町	後志	5	○	0		町内			5	5	○			
真狩村	後志	0	×				指定無							○
留寿都村	後志	0	×					○						○
喜茂別町	後志	1	×					○						○
京極町	後志	1	(×)					(○)						(○)
俱知安町	後志	9	○	1				○	4	5	○			
共和町	後志	2	○					○						○
岩内町	後志	3	○	0		町内								○
泊村	後志	0	(×)					(○)						(○)
神恵内村	後志	1	×	0		村内				1	○			
積丹町	後志	0	(×)			不明					不明			
古平町	後志	2	△	0		町内			1	1	○			
仁木町	後志	1	○	0		町内								○
余市町	後志	9	○	0		余市町、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村、小樽市								○
赤井川村	後志	1	(○)					○						○
南幌町	空知	1	×	0		町内				0			○	
奈井江町	空知	1	○					○						○
上砂川町	空知	0	×					○						○
由仁町	空知	0	×	0		町内				0			○	
長沼町	空知	3	×	1		町内				0			○	
栗山町	空知	7	○	1		町内				1	○			
月形町	空知	1	○	0		町内								○
浦臼町	空知	0	○					○						○
新十津川町	空知	2	○	0		町内								○
妹背牛町	空知	1	○					○						○
秩父別町	空知	2	○	0			指定無							○
雨竜町	空知	0	○			町内								○
北竜町	空知	2	○	0			指定無		2	2	○			
沼田町	空知	0	△					○						○
幌加内町	上川	2	○				指定無			2	○			
鷹栖町	上川	4	○				指定無			0			○	
東神楽町	上川	3	×				指定無		1	1	○			
当麻町	上川	0	△				指定無			0			○	
比布町(注1)	上川	2	○				指定無		2	2	○			
愛別町	上川	1	○				指定無		1	1	○			
上川町	上川	3	○				指定無			0			○	
東川町	上川	3	○				指定無		2	2	○			
美瑛町	上川	7	○				指定無		1	1	○			
上富良野町	上川	3	○	0		町内				0			○	
中富良野町	上川	1	○	0		町内								○
南富良野町	上川	2	×	1		町内			2	2	○			
占冠村	上川	4	○	0		村内								○
和寒町	上川	1	×					○						○
剣淵町	上川	0	×	0		町内								○
下川町	上川	5	○				指定無			0			○	
美深町	上川	2	○	0		町内				2	町内			
音威子府村	上川	1	×				指定無			0			○	
中川町	上川	2	○			○				0			○	

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO					
				団体数 14	条例改正実施			未実施	団体数		条例改正実施		未実施	
					包括	範囲	個別		12	14	指定	未指定		
増毛町	留萌	1	△					○						○
小平町	留萌	0	×					○						○
苫前町	留萌	0	×				指定無			0		○		
羽幌町	留萌	3	○					○						○
初山別村	留萌	0	×					○						○
遠別町	留萌	2	○					○	1	1	○			
天塩町	留萌	1	×					○	1	1	○			
幌延町	宗谷	0	×					○						○
猿払村	宗谷	0	○				指定無			0		○		
浜頓別町	宗谷	1	○				指定無		1	1	○			
中頓別町	宗谷	1	×				指定無		1	1	○			
枝幸町	宗谷	2	○					○						○
豊富町	宗谷	2	×				指定無		1	1	○			
礼文町	宗谷	1	×		○					0		○		
利尻町	宗谷	1	×				指定無			0		○		
利尻富士町	宗谷	0	×		○					0		○		
美幌町	オホーツク	5	○				指定無							○
津別町	オホーツク	4	○				指定無			0		○		
斜里町	オホーツク	6	○				指定無		3	3	○			
清里町	オホーツク	1	○	0		町内				0		○		
小清水町	オホーツク	1	○	0		町内			1	1	○			
訓子府町	オホーツク	1	○				指定無		1	1	○			
置戸町	オホーツク	2	○				指定無			0		○		
佐呂間町	オホーツク	1	○	1		オホーツク管内			1	1	○			
遠軽町	オホーツク	8	△					○	4	5	○			
湧別町(注2)	オホーツク	0	△	28		道条例(道内)			1	1	○			
滝上町	オホーツク	1	○	0		町内	指定無			0	町内	○		
興部町	オホーツク	1	○		○									○
西興部村	オホーツク	1	×				指定無		1	1	○			
雄武町	オホーツク	1	×	0		町内				0		○		
大空町	オホーツク	1	○				指定無		1	1	○			

市町村名	振興局	NPO数	①法人 住民税 控除	②認定NPO					③条例指定NPO						
				団体数		条例改正実施			未実施	団体数		条例改正実施		未実施	
				14		包括	範囲	個別		12	14	指定	未指定		
豊浦町	胆振	4	×						○						○
壮瞥町	胆振	6	×					指定無		2	2	○			
白老町	胆振	10	△	28			道内				0			○	
厚真町	胆振	1	×	28			道条例 (道内)				1	道条例			
洞爺湖町	胆振	4	×						○						○
安平町	胆振	2	△					指定無			0			○	
むかわ町	胆振	3	△	28			道条例 (道内)				1	道条例			
日高町	日高	6	×					指定無			0			○	
平取町	日高	5	△					指定無			0			○	
新冠町	日高	1	×					指定無			2	○			
浦河町	日高	3	○					指定無			0			○	
様似町	日高	0	×					指定無			0			○	
えりも町	日高	0	×					指定無							○
新ひだか町	日高	8	△					指定無							○
音更町	十勝	9	○	28			道条例 (道内)								○
士幌町	十勝	3	○	28			道条例 (道内)								○
上士幌町	十勝	5	○	28			道条例 (道内)								○
鹿追町	十勝	4	○						○						○
新得町	十勝	4	○	28			道条例 (道内)								○
清水町	十勝	8	○	28			道条例 (道内)								○
芽室町	十勝	3	○	28			道条例 (道内)								○
中札内村	十勝	1	○	28			道条例 (道内)								○
更別村	十勝	1	○					指定無			1	○			
大樹町	十勝	2	○					指定無		2	2	○			
広尾町	十勝	1	○					指定無		1	1	○			
幕別町	十勝	7	○	28			道条例 (道内)								○
池田町	十勝	4	○					指定無		1	1	○			
豊頃町	十勝	0	○					指定無			0			○	
本別町	十勝	4	○	28			道条例 (道内)								○
足寄町	十勝	5	○					指定無		2	2	○			
陸別町	十勝	2	○					指定無							○
浦幌町	十勝	2	○	28			道内								○
釧路町	釧路	4	○					指定無			0			○	
厚岸町	釧路	2	○						○						○
浜中町	釧路	5	○	1				○			0			○	
標茶町	釧路	4	○					指定無			0			○	
弟子屈町	釧路	2	○					指定無			0			○	
鶴居村	釧路	5	×					指定無							○
白糠町	釧路	4	×					指定無			0			○	
別海町	根室	3	△					指定無							○
中標津町	根室	8	×					指定無							○
標津町	根室	2	○					指定無		3	4	○			
羅臼町	根室	4	×					指定無		1	1	○			

## (2) 税条例事項

### 1. NPO法人への法人住民税の減免に関する事項

(1) 法人住民税の減免が税条例で規定(○)している例

旭川市税条例(市民税の減免)

第45条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免する。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 学生及び生徒
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第7項に規定する認可地縁団体、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他これらに類するもの

(2) 法人住民税の減免が税条例で「必要がある者等」規定(△)している例

札幌市税条例(市民税の減免)

第35条 市民税の納税者で次の各号のいずれかに該当する場合には、市長に対し、市民税の減免を申請することができる。

- (1) 生活保護法の規定により生活扶助以外の保護を受ける者
- (2) 学生及び生徒
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた者
- (5) 前各号に準ずべき者

(3) 法人住民税の減免が税条例で規定していない(×)例

三笠市税条例(市民税の減免)

第67条 市長は、三笠市災害等の減免等条例(平成14年条例第51号。以下「減免等条例」という。)の規定によるほか、次のいずれかに該当する者に対し市民税を免除することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 学生及び生徒
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人
- (4) 地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体で、収益事業を行わない者

## 2. 認定NPO法人等に対する個人住民税の寄付金控除に関する事項

### (1) 包括規定

士別市税条例(寄附金税額控除)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(別表に掲げるものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

### (2) 範囲「市内」

長沼町税条例(寄附金税額控除)

第21条の4 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

[第21条]

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの

又 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

別表(第21条の4第1項第1号関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金
第21条の4第1項第1号 又に掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人のうち <u>町内に</u> 事務所又は事業所を有するものに対する寄附金

### (3) 範囲「市内」+「個別」

旭川市税条例(寄附金税額控除)

第23条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第21条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額

から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(3)所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号に該当する寄附金を除く。）

ア 市内に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。）

イ 市内に事務所（主たる事務所を除く。）又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金で市長が認めるもの

#### （4）範囲「個別」

浜中町税条例（寄附金税額控除）

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第 1 に掲げるもの

コ 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

別表第 1（第 34 条の 7 第 1 項第 1 号関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第 34 条の 7 第 1 項第 1 号コに掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人霧多布湿原ナショナルトラストに対する寄附金

#### （5）範囲「道内」

①浦幌町税条例（寄附金税額控除）

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、別表に掲げるものを支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(10) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）



別表（第 34 条の 7 関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第 34 条の 7 第 1 項第 10 号に掲げる寄附金	<u>主たる事務所を道内に有する</u> 認定特定非営利活動法人に対する寄附金

（6）範囲 北海道税条例「道内」

音更町税条例(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金(同条第 3 項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例(昭和 25 年北海道条例第 56 号)第 26 条の 3 第 1 項第 3 号アからウまでに掲げるもの(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げる寄附金を除く。)を支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

北海道税条例（寄附金税額控除）

第 26 条の 3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 4 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が 2,000 円を超える場合にあつては、当該 100 分の 4 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(3) 所得税法第 78 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる寄附金（同条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの（前号及び次号に掲げる寄附金に該当するものを除く。）

ア 主たる事務所を道内に有する法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。）

（7）範囲「オホーツク総合振興局管内」

佐呂間町税条例（寄附金税額控除）

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適

用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

又 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。）

別表第1（第34条の7第1項第1号関係）

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号又 に掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人（オホーツク総合振興局管内に所在する法人）に対する寄附金

(8) 範囲 個別「指定無」

東神楽町税条例(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

別表第1(第34条の7第1項第1号関係)

寄附金の区分	控除対象寄附金
第34条の7第1項第1号 又に掲げる寄附金	(空欄)

(9) 未実施

沼田町税条例（寄附金税額控除）

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

### 3. 条例指定NPO法人に対する個人住民税の寄付金控除に関する事項

#### (1) 指定

札幌市税条例（寄附金税額控除）

第28条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第28条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(4) 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成26年条例第32号）で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

#### 札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる控除対象特定非営利活動法人（同条第3項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る札幌市税条例（昭和25年条例第44号）第28条の7第1項第4号の期間は、別表のとおりとする。

別表

控除対象特定非営利活動法人		札幌市税条例第28条の7第1項第4号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人シーズネット	札幌市北区北10条西4丁目1番地SCビル2F	平成26年1月1日から平成31年5月29日まで

#### (2) 指定 北海道税条例

むかわ町税条例(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、北海道税条例に定める法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が

及ぶと認められるものを除く。)

#### 北海道税条例（寄附金税額控除）

第 26 条の 3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 100 分の 30 に相当する金額を超える場合には、当該 100 分の 30 に相当する金額）が 2,000 円を超える場合には、その超える金額の 100 分の 4 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第 1 号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が 2,000 円を超える場合にあっては、当該 100 分の 4 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の前 2 条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(4) 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成 25 年北海道条例第 61 号）で定める控除対象特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連するもの（同条例で定める期間内に支出されたものに限り、特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

#### 北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 第 1 項の規定による個人の道民税の寄附金税額控除に係る控除対象特定非営利活動法人（同条第 3 項に規定する控除対象特定非営利活動法人をいう。以下同じ。）及び当該控除対象特定非営利活動法人に係る北海道税条例（昭和 25 年北海道条例第 56 号）第 26 条の 3 第 1 項第 4 号の期間は、次の表のとおりとする。

控除対象特定非営利活動法人		北海道税条例第 26 条の 3 第 1 項第 4 号の期間
名称	主たる事務所の所在地	
特定非営利活動法人アルテピアッツァびばい	美唄市	平成 25 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで

#### (3) 指定 「町内」

#### 美深町税条例（寄附金税額控除）

第 15 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 15 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(2) 町内に事務所等を設置する特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）

(4) 未指定

日高町税条例(寄附金税額控除)

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(2) 別表第 2 に掲げる特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第 1 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

別表第 2(第 34 条の 7 第 1 項第 2 号関係)

法人名	主たる事務所の所在地
(空欄)	(空欄)

## 6. あとがき

NPO法人への寄附を促進するための調査を今回はアンケート方式ではなく、直接市町村の税条例を確認する方法に改めて実施した。

P18(5)税条例における条例指定NPO制度の実態では、北海道と市町村の寄附控除の指定範囲に連携がとれていないことを指摘した。条例なので、自治体が独自に決められるのが原則ではあるが、制度の目的が、唯我独尊の条例をつくることではなく、寄附によってNPOの活動基盤が強化され、地域社会の課題解決が促進される条例でなければならない。そのためには(5)では、市町村が条例指定したNPOを北海道が税条例で追加指定する制度(現在は北海道が個別指定となっている)とすることで、北海道と市町村が連携した寄附制度となることを提案した。

また、P19(6)北海道のNPOに対する寄附制度の改正提案では、条例指定する基準をNPOを選別する基準からNPOを育成する基準に変更することにより、多くのNPOが条例指定NPO制度に入り、寄附を受けやすくすることを提案した。その上で、認定NPO制度に適合するNPOを認定NPOにすることで、条例指定NPO制度と認定NPO制度との連携が取れることを提案した。

このことにより、多くの寄附者の意志が活かされる制度となれるのではないか。関係自治体の税条例改正への取組みが待たれる。

この報告書をまとめるにあたって、北海道内の市町村の税務課等の皆さんからご意見・資料の提供をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に賛同いただき、ご協力いただいたことに、深く感謝申し上げます。

最後に、この調査報告書がNPO法人への寄附を促進するため税条例改正への市町村のヒントとなることを願っている。



「2014北海道内市町村のNPO法人への寄附に  
伴う個人住民税の控除のための条例改正等  
調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : [koukyou-seisaku@goo.jp](mailto:koukyou-seisaku@goo.jp)

<http://koukyou-seisaku.com/>